

2023

ディスクロージャー誌

JA上伊那の現況

令和4年度事業

この資料は、JA上伊那令和4年度事業の経営内容等をお知らせする資料です。
資料ご希望の方は、窓口へお申し出下さい。

令和5年6月

 JA上伊那

目 次

1. ごあいさつ	1
2. 事業方針	2
3. 業績(令和4年度)	4
4. 法令遵守の体制	5
5. 個人情報保護方針	6
6. 情報セキュリティ基本方針	7
7. 金融商品の勧誘方針	8
8. 貸出運営についての考え方	8
9. 社会的責任への取り組み	9
10. JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」	10
11. リスク管理の状況	11
12. 業務・事務の効率化への取り組み	15
13. 農業振興活動	16
14. 地域貢献情報	17
15. 事業のご案内	18
16. 主な手数料	23
17. 当組合の組織	24
17-1. 組合員数	24
17-2. 組合員組織の状況	24
17-3. 役員構成(役員一覧)	26
17-4. 職員の内訳	26
17-5. 組織機構	27
18. 会計監査人の名称	26
19. 特定信用事業代理業者の状況	28
20. 地 区	28
21. 沿革・歩み	28
22. 店舗一覧	29
23. 資料編	31
24. 連結情報	89

ごあいさつ

日頃より、組合員の皆さまには JA 上伊那の各事業につきまして、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度は、凍霜害や台風等の被害も少なく果実を中心に豊作の年となりましたが、2 月の大雪被害によりパイプハウスの倒壊など約 1 億円の被害が発生しました。被害に遭われた関係者の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、主力生産物である米の作況指数は長野県 98、南信 98 となり、安定した気象により病害発生も少なく農畜産物の販売額は多くの品目で前年実績、計画ともを上回ることが出来ました。

農業を取り巻く情勢では、コロナ禍やウクライナ情勢によりあらゆる資源の国際価格が高騰しており、輸入に依存する日本の多くの原料・材料価格に影響し組合員の農業経営を著しく圧迫しています。

このような環境の中、少しでも組合員の皆さまの助けになればとの思いから、肥料・飼料・資材価格高騰に対して予約注文での価格割引や最大 5% のキャッシュバックの実施。さらに畜産関係では頭羽数を基準に支援を実施し、総額約 1 億 2,000 万円の支援をさせていただきました。

経済情勢につきましては、グローバルなインフレの高止まり等を背景に海外の主要中央銀行が大幅な利上げを実施したことから、欧米を中心に金利が著しく上昇しました。株式市場は、将来の景気後退への懸念等を受けて下落が続いたほか、為替市場は一時 150 円台をつける等大幅な円安が進行した結果、物価上昇を押し上げる要因となりました。

令和 4 年度は 3 カ年計画の初年度として事業運営を行った結果、計画を上回る剰余金を確保することができました。これもひとえに組合員・利用者のご支援の賜と感謝を申し上げます。今後とも予断を許さない情勢が想定されますが、役職員一丸となり組合員・利用者のため適切な事業運営を行ってまいります。

今後の事業運営といたしましては、JA 上伊那ビジョンのもとで、引き続き 2 つの基本目標「農業所得増大へのさらなる挑戦」、「不断の自己改革による組織・経営基盤の確立」を実現すべく、これらを着実に実践してまいります。

JA 上伊那は、農を基盤に上伊那地域の美しい農村風景・多面的機能を次の世代につなぐために、農業振興と地域の活性化に向けて、行政や、各種関係団体と連携し、10 年後、20 年後も「地域になくってはならない JA」の実現をめざして組合員と共に新たな JA 創りに邁進してまいります。

今後とも組合員の皆さまの JA 事業へのなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、あいさつといたします。



代表理事組合長
西村 篁

令和 5 年 5 月 26 日
上 伊 那 農 業 協 同 組 合

事業方針

JA上伊那ビジョン

わたしたちJA上伊那は、農を基盤に助け合い、ともに喜びを分かち合える地域社会をめざします。

《合い言葉》 ～ みんなのために あなたといっしょに ～

3か年計画 基本方針（2022～2024年度）

新時代に向け「なくてはならないJA」をめざした改革を実施し、「JA上伊那ビジョン」を実現します。

重点事項

- I 【持続可能な上伊那農業の実現】 農業所得増大へのさらなる挑戦
- II 【食と農を基軸とした協同組合の役割発揮】 不断の自己改革による組織・経営基盤の確立

取り組み成果 2022年度

I <農業所得増大へのさらなる挑戦>

・付加価値を生む販売戦略

上伊那産の農畜産物を原料に使った伊那華のシリーズに代表されるプライベートブランドを企画販売しています。令和4年度は「伊那華の五平餅せんべい」と「伊那華のごま味噌せんべい」を発売しました。今後も新商品の開発に力を入れ、付加価値の向上と上伊那ブランドのPRに努めます。

・有利販売の実施

米の長期的安定生産・安定販売をめざし、JA上伊那では伊藤忠食糧(株)及び東洋ライス(株)と「かみいな米」（令和3年～令和5年産米）について販売複数年契約を締結しています。また、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会と「減農薬米」（令和3年～令和5年産米）について販売複数年契約を締結し、連携して年間2,600 tの米安定販売に努めています。

- ・支援事業を通じた農業生産振興

営農経済部門と金融部門が連携した「農業者訪問」を実施し、支援事業や農業資金の提案を行いました。農業資金については158件、6億6,724万円のご融資となり、たくさんのご利用をいただいています。支援事業については生産者が導入する施設や機械の費用を助成して、規模拡大や生産性向上をめざす大規模農家から新規就農者まで、多様な地域農業の担い手を応援しています。「未来Aサポート」農業振興生産拡大支援事業にて令和4年度は、園芸から畜産まで幅広い品目を対象に91件、2,117万円支援しました。

また、令和4年度はコロナ禍やウクライナ情勢の影響によりあらゆる資源の国際価格が高騰しており、組合員の農業経営を著しく圧迫する事態となりました。このような環境の中、少しでも組合員の皆さまの助けになればとの思いから、肥料・飼料・資材価格高騰に対して予約注文での価格割引や最大5%のキャッシュバックの実施。さらに畜産関係では頭羽数を基準に支援を実施し、総額約1億2,000万円の支援をさせていただきます。

Ⅱ <不断の自己改革による組織・経営基盤の確立>

- ・食と農の理解促進

令和4年度の准組合員イベントは、農業体験を通じて「食」と「農」について理解を深めるとともに、JA（協同組合）について学ぶ学習会を取り入れ支所ごとのオリジナル企画として開催しました。コロナ禍でも感染対策と開催方法の工夫により10支所、延べ229名が参加しました。

- ・インターネット・SNS等の活用による情報発信

利便性確保のため組合員専用ページを開設し、施肥基準などの情報をPCやスマホからいつでも取得できる環境をご用意しています。

また、ご自宅にいながら「食」と「農」に触れ、楽しんでいただけるよう、めぐりスクールや農家さん訪問などの動画をYouTubeで配信をしています。また、令和4年度は「農」への理解を深めていただきたい思いから主力品目である「ブロッコリー」の種まきから収穫までの栽培ポイントを紹介した農業講座の配信を行いました。

組合が対処すべき重要な課題

1. 自己改革の実践
2. 改正早期警戒制度にも対応した持続可能な経営基盤の確立
3. リスク管理体制の強化
4. 反社会的勢力並びにマネー・ローンダリング等への対応
5. 組合員・地域の期待に応えられる人材の育成
6. 信頼に応える農畜産物の生産・販売
7. 農政運動の展開

業 績

収束が見通せないウクライナ情勢や歴史的な円安の影響により燃料、肥料、飼料など生産資材の価格高騰が続く中で、農業を取り巻く環境は、依然として厳しいものとなっています。

令和4年度は、新たな3カ年計画の初年度であり、JA上伊那ビジョン実現のための業務運営を実施してまいりました。

【指導・販売事業】

令和4年度は、春の凍霜害や秋の台風被害などの発生がなく、一部高温や長雨の影響がありましたが、概ね順調な天候で経過し、JAが取り組む支援事業の効果もあり、生産振興をしている園芸重点品目は出荷数量が大幅に増加しました。特に果実は豊作の年となりました。

主力生産物である米の作況指数は長野県98、南信98となりました。安定した気象により病害発生も少なく全体の販売額は前年実績、計画ともに上回ることが出来ました。

果実の出荷量は前年対比で153.2%となり、販売高は145.0%となりました。販売高の計画対比では107.3%となり、振興してきたりんご高密度植栽培の成園化もあり、計画を達成することが出来ました。

【購買事業】

コロナ禍による訪問制限が依然としてある中で、担い手・大口農家や集落営農組織を中心に訪問活動、予約推進、施設資材対応など精力的に出向く活動を行いました。長引くコロナ禍とウクライナ情勢の影響により、資材情勢は過去に例をみないほど厳しく不安定な状況となっています。

事業実績は、多くの組合員の皆さまのご利用をいただき計画を上回る結果となりました。

【信用事業】

各種貯金キャンペーンを実施し、多くのご利用をいただくとともに、年金受取口座指定キャンペーンの取り組みにより年金友の会の会員を拡充することができました。貸出金は厳しい農業情勢のなか、農業資金残高は前年対比95.5%でしたが、住宅資金残高は前年対比103.6%と多くのご利用をいただきました。

【共済事業】

今年度より新たに5年先、10年先の組合員・利用者の万が一の保障を見据えて県下統一で長期基盤計画（地域内の組合員の保障シェアを維持するための指標を基に立てた4項目の計画）を設定し取り組みを始めました。長期基盤計画については計画対比68.0%の実績となりました。保有契約高は近年の経済情勢、人口減少などの社会現象や死亡保障から生存保障へのニーズの変化を背景に、失効・解約、満期到来後の非継続が増加し、減少傾向にあり、前年差327億円の減少、前年対比96.5%の実績でした。

□ 販売高	134億4,170万円
□ 期末貯金残高	3,099億6,462万円
□ 期末貸出金残高	766億1,958万円
□ 期末長期共済保有契約高	9,142億9,267万円
□ 生産購買品取扱高	56億4,107万円
□ 生活購買品取扱高	35億5,103万円
□ 事業利益	3億4,562万円
□ 当期剰余金	3億 459万円
□ 当期末処分剰余金	7億 991万円

法令遵守の体制

J A上伊那は、信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等さまざまな事業を行っております。そのなかでも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当組合も金融機関の一員として徹底した自己規律、自助努力が要請され、併せて業務運営の透明性を高めていくことが求められております。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめさまざまな事業に関連した法令及び当組合が定めた定款・諸規程であり、これらを遵守することが社会の一員としての責務と考えております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守にあたり、コンプライアンス態勢を確立するためのコンプライアンスマニュアル、経営リスク管理規程等を設定し、コンプライアンス委員会を基に役職員が一体となって法令遵守に取り組む体制づくりをしております。

代表理事組合長をはじめとした全役職員が常に法令遵守を自覚するとともに、職制のなかで相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。

コンプライアンス基本方針

J A上伊那は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A上伊那が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

(組合の基本的使命と社会的責任)

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。

(組合員目線に立った質の高いサービスの提供)

2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。

(法令等の厳格な遵守)

3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(透明性の高い組織風土の構築)

4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

(反社会的勢力の排除)

5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

個人情報保護方針

個人情報保護方針

上伊那農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ基本方針

上伊那農業協同組合（以下、当組合といいます）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA上伊那のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.ja-kamiina.ijian.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/25e678559ecda9f2bcc1c64ecf14a82a.pdf>

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

地域の皆さまからお預かりした資金は、できる限りこの地域でご活用いただくことを基本に、農業の発展に寄与する資金をはじめとして、組合員の生活の向上に資する資金、並びに地域の生活環境の整備に貢献する資金を最優先で対応しています。さらに地域の農業の発展に寄与すると認められる農業以外の事業に対する資金、並びにJAの事業に対して、ご理解・ご協力をいただいている組合員以外の方の生活に必要な資金についても、法令の範囲内で積極的に対応しています。

貸出の審査においては、融資した資金が有効に活用され、利用者の経済的な地位の向上と地域の発展に寄与されることを最大のポイントとし、その上で機関保証の付保、担保等の債権保全措置を考慮し貸出の可否を決定しています。

貸出の管理については、常日頃の貸出先の状況に注視し延滞が発生しないよう管理するとともに、経済情勢の変化等により約定返済が困難となった先については、JAの各部門との連携により指導・支援を行い再建を図っています。

なお、貸出金の一部でも回収が困難と判断される貸出債権については、厳正な資産の自己査定による必要額をその年度に引当し、財務の健全化に努めています。

社会的責任への取り組み

当組合は地域の農業を振興し、環境、文化、福祉への貢献を通じて安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指して活動しています。役職員一人一人が協同の理念を学び、地域の消防団活動、スポーツ、文化活動等に積極的に参加しています。これからも地域に根ざした組織として社会的責任を果たしてまいります。また、近年多発する高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、窓口業務や広報活動を通じて啓発を行い、特殊詐欺被害の防止に努めています。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

上伊那農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

- 1 当組合は、マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

- 2 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

- 3 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 4 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 5 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

- 6 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

JAバンク基本方針に基づく『JAバンクシステム』

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「経営リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この規程に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部債権管理課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・譲渡・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規定を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

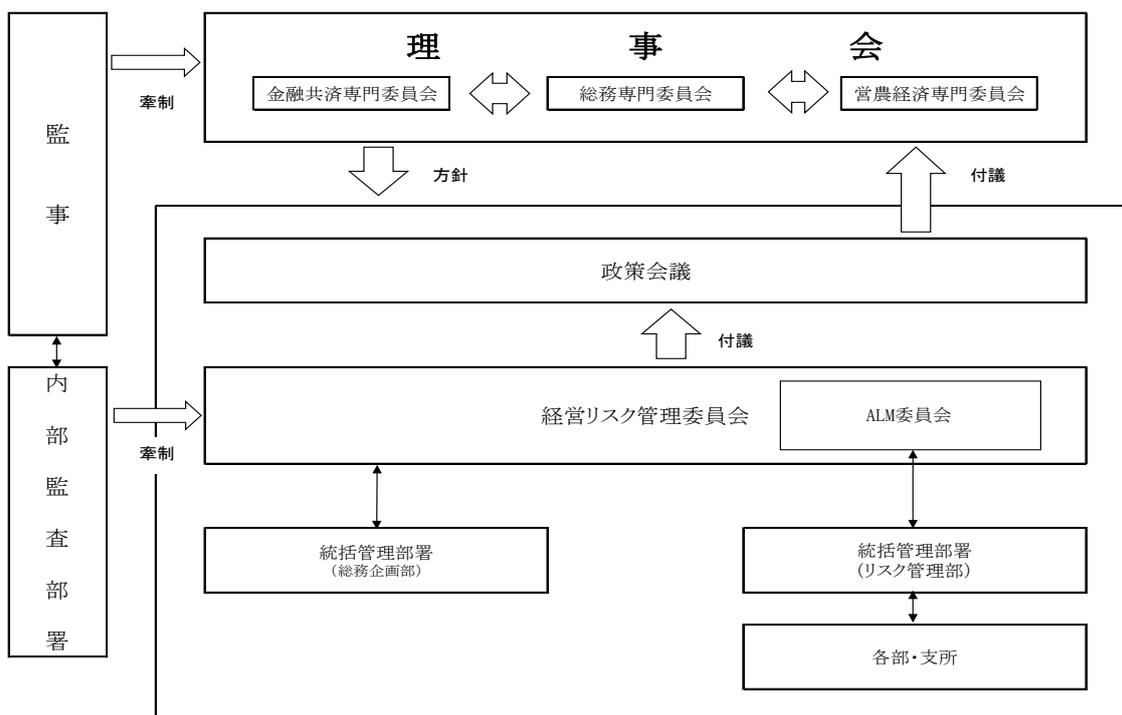
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「金融部門緊急時対応計画」を策定しています。

〔リスク管理組織図〕



◇ 内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本所・支所および子会社を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

・信用事業

本所金融部営業課（電話：0265-72-7322）

南箕輪支所（電話：0265-72-2191）	西箕輪支所（電話：0265-72-5285）
伊那支所（電話：0265-72-4181）	美篤手良支所（電話：0265-72-3135）
富県支所（電話：0265-72-5278）	春富支所（電話：0265-72-5291）
西春近支所（電話：0265-78-3214）	辰野支所（電話：0266-43-0113）
箕輪町支所（電話：0265-79-3212）	駒ヶ根支所（電話：0265-81-1103）
駒ヶ根東支所（電話：0265-82-3196）	飯島支所（電話：0265-89-1101）
中川支所（電話：0265-88-3006）	宮田支所（電話：0265-84-1200）
東部支所（電話：0265-94-2475）	

（午前9時～午後5時 金融機関の休業日を除く）

上記本支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

J Aバンク相談・苦情等受付窓口 本所金融部金融企画課（電話：0265-72-6134）

（午前9時～午後5時 金融機関の休業日を除く）

・共済事業

本所共済部業務課（電話：0265-72-6548）

南箕輪支所（電話：0265-72-2191）	伊那支所（電話：0265-72-4181）
美篤手良支所（電話：0265-72-3135）	春富支所（電話：0265-72-5291）
辰野支所（電話：0266-43-0112）	箕輪町支所（電話：0265-79-3214）
駒ヶ根支所（電話：0265-81-1104）	駒ヶ根東支所（電話：0265-82-3196）
飯島支所（電話：0265-89-1102）	中川支所（電話：0265-88-3006）
宮田支所（電話：0265-84-1200）	東部支所（電話：0265-94-5040）

（午前9時～午後5時 金融機関の休業日を除く）

上記本支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

J A共済相談・苦情等受付窓口 本所共済部企画普及課（電話：0265-72-7311）

（午前9時～午後5時 金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJ Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

最寄の連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 金融円滑化にかかる基本方針

当組合は協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化をはかる」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責務と認識しています。

平成 25 年 3 月 31 日をもって、「中小企業等金融円滑化法」は終了しましたが、当組合では、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入れのお客さまからのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針のもと、引き続き金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

上伊那農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸出条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携をはかるよう努めます。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携をはかるよう努めます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 本所および各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

取組状況

金融円滑化にかかる基本方針に基づき、お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組み支援を行っています。令和5年2月末現在で178件の条件変更等のお申込を受け、実行153件・謝絶2件・審査中0件、お申込み取り下げ23件となっています。

業務・事務の効率化への取り組み

◇ JASTEM対応

平成18年5月より全国統一の信用事業システム（JASTEM）へ移行いたしました。
また、平成22年5月にJASTEM新システムへの移行を行い、平成30年1月にはJASTEMシステムの基盤更改を行い、運用を開始しております。

◇ 為替イメージ・OCRシステムについて

JAがお客様からの振込依頼書を信連へ送信し、信連が為替イメージ・OCRシステムにて為替通知の作成をすることにより、JAの窓口業務の簡素化を図っています。

◇ 印鑑照合システムについて

当座性通帳の届出印偽造による犯罪防止の観点から、通帳上に押印されていた届出印を廃止いたしました。

JA窓口では、当座性の届出印を各店舗備え付けの端末機から印鑑照合システムを利用し、届出印の確認作業を行い貯金の払戻を行っています。

◇ ATM硬貨対応

令和4年8月より硬貨対応ATMの導入が開始されました。

令和5年度は支所内のATMにおいて、順次硬貨対応へと変更してまいります。

農業振興活動

農業者等の経営支援に関する取り組み

- ・生産規模拡大や生産性向上に取り組む生産者に対し、施設や機械の導入にかかる費用の助成を行うことにより、その取り組みを後押しし農業所得の増大につなげることを目的とした農業生産拡大支援事業「未来 A-サポート」に取り組んでいます。
- ・意欲ある地域農業の担い手及び農業に新たに参入する人が、管内の農業者として独立し、効率的、安定的な農業経営を行えることを目的とし、市町村等と協力して「農業インターン事業」にも取り組みました。

農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援への取り組み

- ・多様な担い手の経営安定・向上に資する農業メインバンク機能を発揮するため、地域農業のメインバンク機能強化に取り組んでおります。管内 15 店舗を拠点に、融資担当者が農業者等を訪問する「出向く体制」を強化し、担い手農業者の資金ニーズ、経営相談対応等を通じた関係強化に努めています。
- ・担い手農業者の多様化するニーズに対応できる人材確保、及び農業融資に精通した人材育成に向け、日本政策金融公庫農林水産事業の実施する「農業経営アドバイザー」及び農林中央金庫の実施する「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得へ取り組んでおります。令和 5 年 2 月末現在の累計資格取得者は、農業経営アドバイザー 20 名、農業金融プランナー 66 名となっております。

担い手の経営のライフステージに応じた支援への取り組み

- ・新規就農者の経営と生活を支援するため、各種就農支援資金を取り扱っております。
- ・農業者からの資金ニーズに対応するため、各種農業資金をご用意しております。長野県 JAバンクが取り扱う農業経営に必要な運転資金の利便性確保を目的とした商品「農業経営ローン（ゆたか）」、農業者の生活資金を支援することを目的とした商品「ワイドカードローン（みどり）」のほか、農業振興に資するための資金として当組合独自の「豊年満作」を取り扱い、利用拡大に取り組んでいます。

経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の取り組み

- ・農業経営の安定化、効率化をはかる目的の農業金融強化策として、「JAバンク保証料助成事業」「JAバンク利子補給制度」を実施して、農業者・農業経営体に対する借入負担の軽減策をはかることで農業経営をバックアップし、成長に向けた支援策に取り組んでいます。

地域貢献情報

□ 全般に関する事項

当組合は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する組織です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

□ 地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において 3,099 億 6,462 万円となっております。当組合では、信州各地の温泉施設で何度でもサービスが受けられる「湯遊定期積金」、58 歳以上 65 歳以下限定の金利上乘せ定期貯金「虎の子」など県下統一商品のほか、虹のかけ橋（特典付きグレース会員）積立式定期貯金などの JA 上伊那オリジナル商品を取り扱い、顧客満足度向上に取り組んでおります。

□ 地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、今年度末において 766 億 1,958 万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給 665 億 4,241 万円、地方公共団体 72 億 3,858 万円、その他 28 億 3,858 万円です。

地域農業者等の資金ニーズに合わせ、農業施設の建設、農業機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度資金や農業経営の安定を目的とした農業運転資金等、農業経営の向上のために幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、JA 住宅ローン「住宅王」などを用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努めております。

□ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、ゴルフ大会・マレットゴルフ大会等の開催や旅行等を企画するなど、地域の皆さまのつながりに役立てるような活動を行っております。本年度におきましては、引き続きコロナ禍ではありましたが、年金友の会マレットゴルフ大会を開催し、会員の皆さまと親睦を深めることが出来ました。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌や SNS 等を通じた情報提供に心がけ、より一層の地域貢献ができるよう努めてまいります。

事業のご案内

[信用事業]

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けするための「JAバンクシステム」に一体的に取り組むJAバンク（JA・信連・農林中金）として有機的に結びつき、大きな力を発揮しています。

JA上伊那は地域に密着した金融機関として、信用事業を通じて、組合員・利用者の皆さまへ『喜ばれ』『選ばれ』『安心できる』組織を構築することを方針として掲げ、利用者に良質なサービスを提供するとともに、機能の充実をはかっています。農業の振興に対する資金面でのバックアップはもちろんのこと、暮らしの夢をかなえるために必要な資金を、JAならではの各種ローンを通じてご利用いただけます。また、資産管理・相続・年金相談など、きめ細かなサービスに努めています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に応じてご利用いただいております。

貯金商品一覧表

	種 類	特 徴	期 間	預入金額
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	小切手・手形がご利用いただけます。	—	1円以上
	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。融資利率はセットしてある定期貯金利率に年0.5%を加えた利率です。	—	普通貯金、定期貯金のお預け入れ金額によります。
	普 通 貯 金 (含 決 済 用 貯 金)	お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	—	1円以上
	貯 蓄 貯 金	普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。残高に応じて5段階の金利が適用されます。	—	1円以上
	納 税 準 備 貯 金	税金の納付に備えるための貯金です。	—	1円以上
定 期 貯 金	期 日 指 定 定 期 貯 金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
	ス ー パ ー 定 期	金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヵ月以上10年以下	1円以上
	大 口 定 期 貯 金		1ヵ月以上10年以下	1,000万円以上
	変 動 金 利 定 期 貯 金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年	1円以上

種類		特徴	期間	預入金額
積立型貯金	定期積金	毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上5年以下	1,000円以上
	積立式定期貯金(エンドレス型)	積立の月・日・回数は自由で、一口ごと期日指定定期貯金として有利に増やします。一部支払いもできます。	自由	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上

●融資業務

組合員をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸し出しています。また農業関連産業、地方公共団体などへも貸し出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫資金のお取り次ぎもしています。

融資商品一覧表

■ 主な取り扱いローン

ローンの種類	お使いみち等	ご融資金額	返済期間	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築・増改築や宅地、住宅の購入資金等にご利用いただけます。 適用利率は固定金利型・変動金利型(一定基準にしたがって自動的に変更)・固定変動選択型(一定期間(3年・5年・10年・15年・20年)固定金利及び変動金利を選択)・長期固定金利型(25年・40年)いずれかを選択いただけます。	1億円以内	40年以内	担保 土地・建物 保証 長野県農業信用基金協会 他
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の建設及び、増改築並びに修繕に要する資金にご利用いただけます。適用利率は固定金利型・変動金利型・固定変動選択型のいずれかを選択いただけます。	4億円以内	30年以内 かつ耐用年数以内	担保 土地・建物 保証 長野県農業信用基金協会 他
リフォームローン	住宅の増改築・修理・内外装・造園・門塀等の建築資金、介護に必要な住宅増改築資金にご利用いただけます。 適用利率は固定金利型・変動金利型のいずれかを選択いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保 必要ありません。 保証 長野県農業信用基金協会 他
教育ローン	ご家族の進学・就学のための入学金・授業料・学費・およびアパート家賃等にご利用いただけます。 適用利率は固定金利型・変動金利型のいずれかを選択いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (据置期間を含め在学期間+9年以内)	担保 必要ありません。 保証 長野県農業信用基金協会 他
フリーローン	生活向上に関係するすべての資金(事業資金は除きます)。 適用利率は固定金利型・変動金利型のいずれかを選択いただけます。	500万円以内	10年以内	担保 必要ありません。 保証 (株)オリエントコーポレーション 他

ローンの種類	お使いみち等	ご融資金額	返済期間	担保・保証
マイカーローン	自動車購入・車検・車庫・免許取得等の自動車に関連する資金にご利用いただけます。適用利率は固定金利型・変動金利型のいずれかを選択いただけます。	1,000万円以内	10年以内	担保 必要ありません。 保証 長野県農業信用基金協会 他
カードローンLip	生活に必要な資金にご利用いただけます。	50万円以内	2年以内 (自動更新)	
JAワイドカードローン (みどり)	組合員(農業者)の生活に必要な一切の資金。	200万円以内	1年以内 (自動更新)	
JA農機ハウスローン	農機具の購入資金及び、他金融機関の農機具ローンからのお借換、ハウス・格納庫等の建設資金にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内	担保 原則必要ありません。 保証 長野県農業信用基金協会
JAアグリマイテ ィーローン	農業及び地域の振興に資する広範な事業に必要な資金。	1億円以内 (個人) 2億円以内 (法人・団体)	長期資金 15年以内 (※再エネ 20年以 内) 短期資 金1年以内	担保 必要に応じて徴求。 保証 長野県農業信用基金協会
JA農業経営ローン (ゆたか)	農業生産(個人) 農業経営(法人等)に必要な 運転資金。	1,000万円 以内(個人) 2,000万円以 内(法人)	1年以内 (契約更新)	担保 原則必要ありません。 保証 長野県農業信用基金協会

※信販保証のローンも取り扱いしております。(リフォームローン・マイカーローン・教育ローン・フリーローン・カードローン)

■主な代理業務

(株)日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金(スーパーL)、青年等就農資金 等
-------------	-----------------------------

●国債

国債(新窓販国債・個人向け)の窓口販売の取り扱いをしています。

●投資信託窓口販売

本所・各支所(西箕輪支所・富県支所・西春近支所を除く)では投資信託の窓口販売の取り扱いをしています。

●為替／流通決済サービス

全国JAの店舗をはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替のお取り扱いをしています。

また、給与・年金等の口座振込、公金・公共料金の口座振替や全国の民間金融機関との間でキャッシュカードによる相互支払サービス、各種クレジットカードとのキャッシング提携などお客様のお仕事や暮らしの中で生ずる様々な資金決済について各種のサービスを提供しています。

項目	内容
自動送金サービス	毎月ご指定の日にお客さまのご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続で、毎月確実に送金できます。
総合振込サービス	振込データを、インターネット網等を介して、または、記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振り込みいたします。
JAキャッシュサービス	当組合のキャッシュカードがあれば県内および全国のJA・信連・農林中央金庫・セブン銀行・イーネットATM（ファミリーマート等）・ローソンATM・ゆうちょ銀行・JFマリンバンク・三菱UFJ銀行のATMでご入金ご出金・残高照会ができます。また、漁協・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・労金のATMではご出金・残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにご出金ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつかますので大変お得です。（決済用貯金には、お利息はつきません。）
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、水道料等、普通貯金（決済用貯金・総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード（JAカード）	JAカードはJA独自の特典を備えた「JAならではの」クレジットカードです。ご旅行・お買い物・お食事等にご利用いただけるほか、現金が必要なときのキャッシングサービス、携帯電話料金および公共料金（一部を除く）のお支払いにもご利用いただけます。さらにお得なサービスが受けられるゴールドカード、ロードアシスタンスサービス付カードの取り扱いもしております。また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚になった便利なJAカード（一体型）もご用意しております。
デビットカードサービス	当組合のキャッシュカードでお買い物ができます。デビットカード加盟店で、端末機にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がキャッシュレスで決済できます。また、お客さまには手数料は一切かかりません。
ペイジー収納サービス	「Pay-easyマーク」のある税金や公共料金、各種料金などの納付書・請求書の支払いを、JAネットバンク・ATM・窓口でお支払いできます。

[共済事業]

J A共済は組合員・利用者の皆さまへ最良の「安心」と「満足」を提供することを使命とし、これまで皆さまに支えられながら成長してきました。

ライフアドバイザーによる相談活動と「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供を行うとともに、万一の交通事故や火災・入院・手術等の共済金の支払いも迅速に行っています。

また、「交通安全教室」や「書道・交通安全ポスターコンクール」等の社会貢献活動を行っています。
～組合員・利用者の皆さまと J A共済は「信頼関係・安心感・身近さ」でつながっています～

■主な取扱共済商品

	共済の種類	特徴
ひとの共済	終身共済	①一生涯にわたって万一の保障を確保できます。 ②万一のとき、大きな出費にも手厚い一時金をお受取りいただけます。 ③万一のとき、残されたご家族の生活費として年金形式も選択いただけます。
	一時払終身共済(平28.10)	ご加入しやすく一生涯の死亡保障が確保でき、相続対策にもご利用いただけます。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障を確保できます。
	医療共済	①日帰り入院※からまとまった一時金を受け取れます。 ②最新の治療を安心して受けられる先進医療保障も選択いただけます。 ※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
	がん共済	がん診断時から再発・長期治療まで保障します。
	介護共済・一時払介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	予定利率変動型年金共済	ゆとりある老後のために増える楽しみがある年金共済。
	養老生命共済	満期時にはまとまった「満期共済金」をお受取りいただけます。
	子ども共済	お子さまの「育つ」と「学ぶ」を丸ごとサポート。
	生活障害共済	病気やケガで身体に障害が残った際の経済的な損失を保障します。
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病に備える保障です。
	認知症共済	認知症発症に対する備えと予防に対するサポート。
	いへの共済	建物更生共済
くるまの共済	自動車共済	自動車の事故によるケガや賠償、修理に備えます。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧下さい。また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。【2316198090】

[農業関連事業]

上伊那地域は「協同組合運動発祥の地」とも言われ、地域の人々の結集と相互扶助の姿勢は時代を越えて脈々と引き継がれています。J A上伊那は農を基盤として上伊那地域の美しい農村風景の次世代への継承、農業所得の増大、豊かな地域社会の構築をめざしています。組合員や地域の皆さまのニーズに対応した農業支援、農業経営や農業技術の指導・相談、農業生産に必要な施設の運営、農産物直売所の運営、学校給食への地元農畜産物の提供、様々な手法による農産物の有利販売など農畜産物の生産・販売に関わる事業を行っているほか、農業生産に必要な資材・肥料・農薬などの販売、農業機械の販売・整備などの事業を通じて生産コストの低減に取り組んでいます。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 『地産地消』運動、食農教育の実践 | <input type="checkbox"/> 新規就農や農業振興に向けた支援制度の実施 |
| <input type="checkbox"/> 農業経営と農業技術の指導・相談 | <input type="checkbox"/> 農業生産資材・肥料・農薬などの販売 |
| <input type="checkbox"/> 安全・安心な農畜産物の栽培指導 | <input type="checkbox"/> 農業機械の販売・整備 |
| <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売 | <input type="checkbox"/> 選荷場・カントリーエレベーター・加工施設の運営 |
| <input type="checkbox"/> 農産物直売所の運営 | <input type="checkbox"/> 行政とタイアップした地域営農センターの運営 |
| <input type="checkbox"/> オンラインショップの運営 | <input type="checkbox"/> 行政と協力した農業公園施設の運営 |

[生活関連事業]

毎日の生活に融合した暮らしの基盤として、安心してご利用いただけるよう各種事業を行っています。食材宅配事業からLPガス取扱事業まで多岐にわたり地域の人々と密着した暮らしを守る活動を行っています。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食材宅配事業 | <input type="checkbox"/> 住設、住宅事業 |
| <input type="checkbox"/> 燃料油事業 | <input type="checkbox"/> LPガス取扱事業 |

JA上伊那 各種手数料(税込) 一覧表

令和5年4月3日現在

■為替関係手数料

種類	当JA同一店舗内	当JA他店舗・県内JA		県外JA				他行					
		3万円未満	3万円以上	電信扱い		文書扱い		電信扱い		文書扱い			
				3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上		
為替手数料	振込	窓口	無料	220円	440円	550円	770円	440円	660円	550円	770円	440円	660円
		自動送金	無料	220円	440円	550円	770円	-	-	550円	770円	-	-
		ATM(自動機)※1	無料	110円	330円	110円	330円	-	-	440円	660円	-	-
		アンサー	無料	110円	220円	110円	220円	-	-	220円	440円	-	-
		個人ネットバンク	無料	110円※2	220円※2	110円	220円	-	-	220円	440円	-	-
	法人ネットバンク	無料	110円※2	220円※2	110円	220円	-	-	220円	440円	-	-	
代金取立	手形・小切手(電子交換)	-	660円	660円									
	上記以外※3(個別取立)	-	660円	880円									
その他	送金・振込組戻料	660円											
	不渡手形返却料	660円											
	取立手形組戻料	660円											
	取立手形店頭表示料	660円											

※1 他行カードによる振込の場合、ATM利用にかかる別途手数料がかかります。

※2 個人・法人ネットバンクの当JA他店舗については無料。

※3 電子交換所に参加しない金融機関への取立や電子交換対象外の貯金通帳など、郵送対応が必要となるもの。

■ATM(自動機)利用手数料

取引	利用時間帯	当JA・県内JA・県外JA キャッシュカード	セブン銀行	イーネット (ファミリー マート等)	ローソン 銀行	ゆうちょ 銀行	三菱UFJ 銀行	他行キャッシュカード (左記以外)
出金	平日	8:00~8:45	無料	220円	220円	220円	220円	220円
		8:45~18:00	無料	110円	110円	110円	110円	無料
		18:00~21:00	無料	220円	220円	220円	220円	110円
	土曜・日曜・祝日	9:00~14:00	無料	220円	220円	220円	110円	110円
		14:00~21:00	無料	220円	220円	220円	110円	110円
		上記以外の時間帯	-	220円	220円	220円	220円	110円
入金	平日	8:00~8:45	無料	220円	220円	220円	220円	-
		8:45~18:00	無料	110円	110円	110円	110円	-
		18:00~21:00	無料	220円	220円	220円	220円	-
	土曜・日曜・祝日	9:00~14:00	無料	220円	220円	220円	110円	-
		14:00~21:00	無料	220円	220円	220円	220円	-
		上記以外の時間帯	-	220円	220円	220円	220円	-

※利用時間はATMの設置場所により異なりますのでご確認ください。

※長野県JAバンク優遇プログラムによる優遇対象者は、セブン銀行、イーネット(ファミリーマート等)、ローソン銀行での入出金手数料が2回/月まで無料。

■貯金関係手数料

種類	金額	
手形・小切手発行手数料	小切手 1冊(50枚)	6,600円
	約束手形 1冊(25枚)	5,500円
	バラ(10枚)	2,200円
	為替手形 バラ(10枚)	2,200円
	自己宛小切手 バラ(1枚)	550円
	署名鑑印刷新規・変更手数料	5,500円
	マル専口座開設 1口座	3,300円
	マル専手形用紙 バラ(10枚)	2,200円
発行手数料	残高証明書 自動発行 1通	440円
	残高証明書 都度発行 1通	660円
	残高証明書 お客様指定様式 1通	660円
	残高証明書 監査法人様依頼様式 1通	2,200円
	磁気・ICカード再発行 1件	1,100円
	通帳・証書再発行 1件	1,100円
貯金取引内容照会 1か月	220円	
両替手数料	1~100枚	無料
	101~500枚	550円
	501~1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算
硬貨取扱手数料(入金、出金)※3	1~100枚	無料
	101~500枚	550円
	501~1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算
当座性貯金集金手数料(月額)	1週間に1回集金	6,600円
	1週間に2回集金	13,200円
	1週間に3回集金	19,800円
	1週間に4回集金	26,400円
	1週間に5回集金	33,000円

※3 募金、寄付金、義援金は除きます。入金の際は枚数金額確認の後、お持ち込みください。

尚、異物等混入がある場合は受付できません。

■融資関係手数料

種類	金額	
残高証明書	自動発行 1通	440円
	都度発行 1通	660円
	融資証明書発行(住宅ローン除く) 1通	1,100円
	住宅ローン年末残高証明書	無料
確定日付費用	1,100円	
住宅ローン申込	22,000円	
繰上返済	住宅ローン(全額繰上返済のみ)	33,000円
	住宅ローン以外の資金	2,200円
条件変更	住宅ローン	5,500円
	住宅ローン以外の資金	2,200円

※農業資金、醸造コラーゲンコーポレーション及び醸造ジャックス保証に係わるローンについては、繰上返済・条件変更手数料は必要ありません。

※住宅ローンの金利タイプ変更は、条件変更の手数料は必要ありません。

※住宅ローンの一部繰上返済に伴う、条件変更手数料は必要ありません。

※インターネットバンキングからの一部繰上返済の手数料は必要ありません。

■その他手数料

種類	金額	
自動送金サービス申込手数料	1申込 110円	
アンサーサービス	プッシュホン 月額料金	1,100円
	FAX 月額料金	1,100円
	パソコン 契約金	11,000円
	パソコン 月額料金	2,200円
法人ネットバンク月額利用料(伝送サービス含む)	1か月 1,100円	
口座振替・振込	持込料 1申込	550円
	帳票 ご依頼件数1件あたり	110円
	媒体 ご依頼件数1件あたり	55円
夜間金庫使用料	月使用回数 0~4回	550円
	月使用回数 5~9回	1,100円
	月使用回数 10回以上	2,200円
株式・出資金払込事務取扱手数料	払込出資額×0.275%	

当組合の組織

組合員数

(単位:人、団体)

	令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員数	14,842	14,496	△ 346
個人	14,712	14,358	△ 354
法人	130	138	8
准組合員数	15,975	16,164	189
個人	15,799	15,991	192
法人	176	173	△ 3
合計	30,817	30,660	△ 157

組合員組織の状況

●生産部会

(単位:人)

組織名	代表者	部会員数
米穀部会	伊藤 則男	4,833
果樹部会	村上 孝治	699
野菜部会	大槻 金吾	855
花卉部会	酒井 弘道	258
きのこ部会	樽沢 春幸	151
酪農部会	小林 健	15
肉牛部会	加藤 忠志	19
中小家畜部会	伊藤 広幸	14
養蚕部会	大槻 文利	3
蒟蒻部会	下平 和人	21
鮎部会	西村 政雄	9
生産者直売部会	唐木 隆裕	1,802

●生活部会 部会長 上田 ゆり子
 副部会長 丸山 弥生・佐野 恵子
 (単位：人)

支 所	代表者	班数	班員数
南 箕 輪	丸 山 弥 生	26	123
伊 那	松 崎 や す み	70	418
美 篤 手 良	上 島 洋 子	35	227
春 富	中 村 千 賀 子	34	253
辰 野	島 田 美 知 恵	65	304
箕 輪 町	井 口 み ど り	38	283
駒 ケ 根	佐 野 恵 子	38	246
駒 ケ 根 東	宮 脇 美 穂 子	21	123
飯 島	下 平 恵 美 子	29	163
中 川	中 川 美 幸	26	137
宮 田	丸 山 栄 子	22	132
東 部	北 村 成 子	49	229
合 計		453	2,638

●青壮年部 (単位：人)

代 表 者	構 成 員 数
竹 馬 慶 宣	313

(注1)各組織の代表者は令和4年度の役員です。

(注2)当組合の組合員組織を記載しています。

役員構成（役員一覧）

役 職	氏 名	代表権の有無	備 考	役 職	氏 名	代表権の有無	備 考
代表理事組合長	西 村 篝	有		理 事	向 山 英 文	無	(株)グレース取締役
代表理事専務理事	下 島 芳 幸	有		理 事	笠 松 悟	無	
常務理事	田 中 悟	無	実務精通役員	理 事	唐 澤 武 治	無	
常務理事	白 鳥 健 一	無	実務精通役員	理 事	溝 上 和 紀	無	
理 事	飯 澤 誠	無		理 事	木 下 豊	無	
理 事	井 口 雅 文	無		理 事	宮 澤 依 子	無	女性
理 事	倉 田 明 彦	無		理 事	白 鳥 豊 子	無	女性
理 事	守 谷 実	無		理 事	平 岩 なお子	無	女性
理 事	春 日 保	無		理 事	中 村 幸 子	無	女性
理 事	飯 塚 光 夫	無	(株)グレース取締役	理 事	所 河 妙 子	無	女性
理 事	大 塚 治 男	無		理 事	駒 澤 洋 子	無	女性
理 事	小 松 伸 治	無		代表監事	原 孝 一		(株)グレース監査役
理 事	渋 谷 厚 男	無	(株)グレース取締役	副代表監事	牧 田 明 彦		
理 事	小 林 富 夫	無		常勤監事	春 日 俊 朗		実務精通役員
理 事	大 場 富美雄	無		監 事	唐 澤 淳		
理 事	田 中 耕 民	無		監 事	伊 藤 広 和		
理 事	松 尾 泰 岳	無		監 事	志 賀 隆 之		員外

職員の内訳

(単位：人)

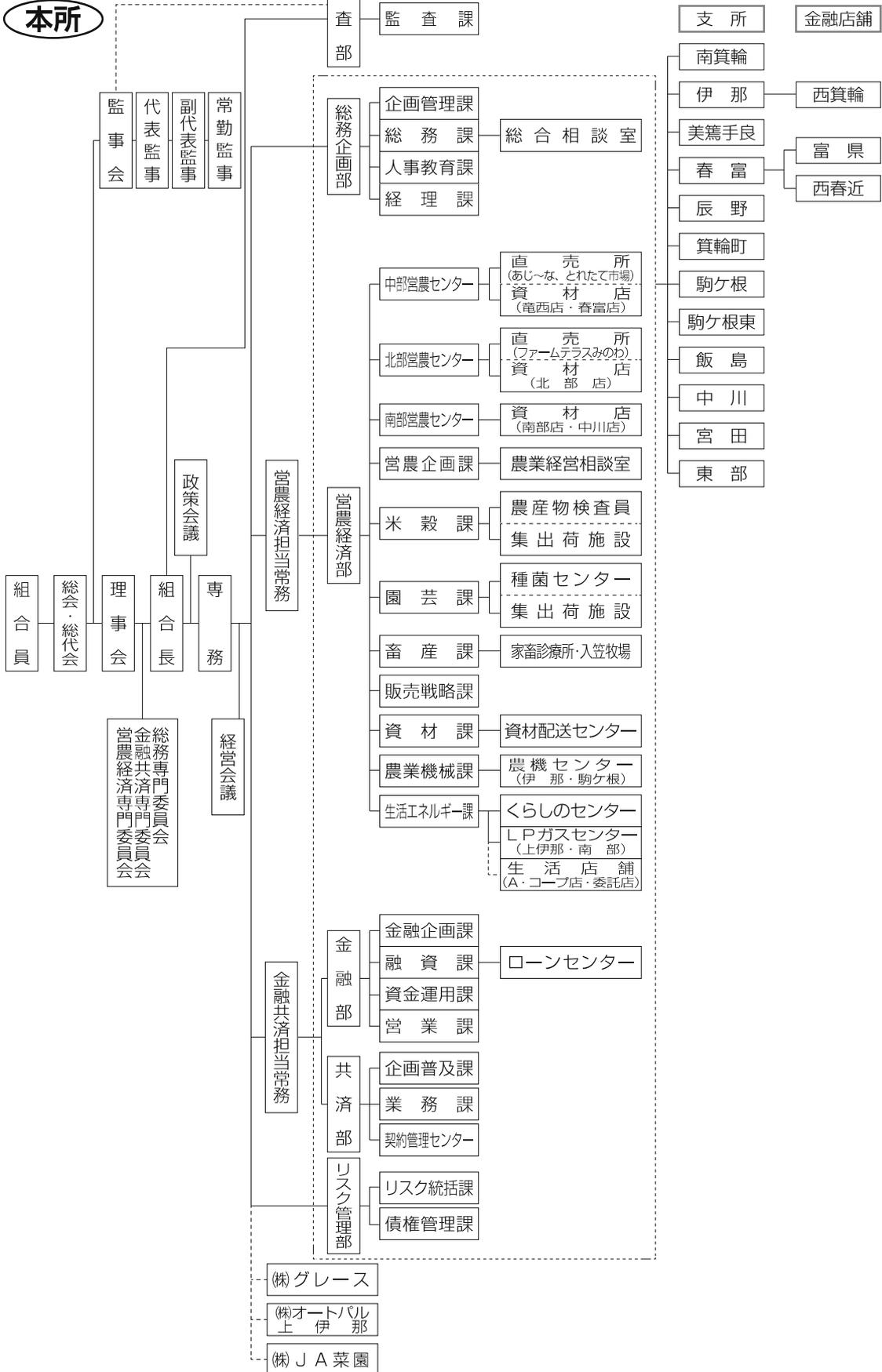
	令和3年度末			令和4年度末		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一 般 職 員	253	144	397	234	151	385
営 農 指 導 員	52	3	55	52	3	55
くらしの活動相談員	0	12	12	0	12	12
出 向 職 員	12	4	16	10	1	11
合 計	317	163	480	296	167	463

(注) 常用的臨時雇用者 前年度 263人 当年度 240人

会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和5年5月26日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11

【組織機構図】～令和4年度～



特定信用事業代理業者の状況

当組合には特定信用代理業者に該当する業者はありません。

地 区

- 標高／人々が暮らす場としては、480mから1,200mの範囲
(本所の標高は630m)
- 面積／1,348.4平方キロメートル (長野県のおよそ1/10)
- 構成市町村／伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
(2市3町3村)
- 人口／ 176,754人 [令和5年3月1日現在 長野県毎月人口異動調査より]
- 世帯数／ 72,903世帯 [令和5年3月1日現在 長野県毎月人口異動調査より]

沿革・歩み

- 【平成8年6月】 上伊那農業協同組合発足
上伊那地区の伊那、辰野町、箕輪町、伊南、上伊那東部の5農協が合併
- 【平成10年6月】 上伊那蚕糸販売工業利用農業協同組合連合会龍水社の権利・義務を承継
- 【平成15年6月】 自動車事業の協同会社化……(株)オートパル上伊那設立
- 【平成18年6月】 合併10周年
- 【平成20年5月】 農産物の生産販売事業の協同会社化……(株)JA 菜園設立
- 【平成25年2月】 コンビニエンスストア事業開始……(株)グレース
- 【平成28年6月】 合併20周年
- 【令和2年3月】 (株)コメリとの業務提携開始
- 【令和2年4月】 金融移動店舗本格稼働

店舗一覽

令和5年2月28日現在

店 舗	住 所	電話番号	ATM ※1
本 所	伊那市狐島 4291	(0265) 72-6110	4
南箕輪支所	上伊那郡南箕輪村 4939-1	(0265) 72-2191	1
西箕輪支所	伊那市西箕輪 6579	(0265) 72-5285	2
伊 那 支 所	伊那市荒井 3668	(0265) 72-4181	2
美篤手良支所	伊那市美篤 4285-2	(0265) 72-3135	2
富 県 支 所	伊那市富県 7285-2	(0265) 72-5278	1
春 富 支 所	伊那市東春近 2784	(0265) 72-5291	1
西 春 近 支 所	伊那市西春近 5146-2	(0265) 78-3214	1
辰 野 支 所	上伊那郡辰野町大字伊那富 2809-1	(0266) 41-1333	2
箕輪町支所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 9503	(0265) 79-3211	2
駒ヶ根支所	駒ヶ根市東町 4-3	(0265) 81-1100	4
駒ヶ根東支所	駒ヶ根市中沢 2512	(0265) 82-3196	2
飯 島 支 所	上伊那郡飯島町飯島 1427-1	(0265) 89-1100	3
中 川 支 所	上伊那郡中川村大草 4074	(0265) 88-3006	1
宮 田 支 所	上伊那郡宮田村 3328	(0265) 84-1200	2
東 部 支 所	伊那市高遠町小原 733	(0265) 94-2473	3

※1 ATM台数は支所管内外部設置を含めた台数を表記しています。

資

料

編

目 次 【 資 料 編 】

貸借対照表	33
損益計算書	34
注記表	36
剰余金処分計算書	53
部門別損益計算書	54
経費の内訳	56
会計監査人の監査	57
自己資本の充実の状況	57
1. 自己資本の構成に関する事項	58
2. 自己資本の充実度に関する事項	59
3. 信用リスクに関する事項	60
4. 信用リスク削減手法に関する事項	64
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	65
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	65
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	66
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	67
9. 金利リスクに関する事項	68
信用事業取扱実績	70
1. 貯金	70
2. 貸出金	71
3. 有価証券等	78
4. 為替業務等	81
5. 平残・利回り等	81
経営指標	83
1. 最近5年間の主要な経営指標	83
2. その他経営諸指標	83
共済事業取扱実績等	84
経済事業取扱実績等	86
連結情報	89
1. 組合及びその子会社等の概況に関する事項	89
2. 組合及びその子会社等の主要な事業の概況	90
3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結剰余金計算書・連結注記表	92
農協法に基づく開示債権	114
連結事業年度の事業別収益等	115
4. 連結自己資本の充実の状況	116
5. 連結自己資本の充実度に関する事項	118
6. 信用リスクに関する事項	119
7. 信用リスク削減手法に関する事項	124
8. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	125
9. 証券化エクスポージャーに関する事項	125
10. オペレーショナル・リスクに関する事項	125
11. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	125
12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	126
13. 金利リスクに関する事項	127
財務諸表の正確性等にかかわる確認	128

貸借対照表・損益計算書・注記表・剰余金処分計算書

貸借対照表

貸借対照表

上伊那農業協同組合

(単位:千円)

科 目	令和3年度 (令和4年2月28日)	令和4年度 (令和5年2月28日)	科 目	令和3年度 (令和4年2月28日)	令和4年度 (令和5年2月28日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	305,829,072	312,455,827	1 信用事業負債	304,870,232	311,644,045
(1) 現金	1,544,594	1,550,157	(1) 貯金	302,634,782	309,964,627
(2) 預金	222,895,313	229,155,563	(2) 借入金	10,334	8,066
系統預金	222,895,307	229,155,561	(3) その他の信用事業負債	2,225,116	1,671,351
系統外預金	5	1	未払費用	202,943	187,449
(3) 有価証券	4,880,364	4,784,489	その他の負債	2,022,172	1,483,902
国債	113,404	107,899			
地方債	110,030	105,460	2 共済事業負債	1,307,234	1,312,241
政府保証債	109,670	103,300	(1) 共済資金	674,601	679,039
社債	3,911,550	3,887,210	(2) 未経過共済付加収入	625,541	626,070
受益証券	635,710	580,620	(3) 共済未払費用	4,933	5,164
(4) 貸出金	76,024,351	76,619,582	(4) その他の共済事業負債	2,158	1,966
(5) その他の信用事業資産	824,220	749,907			
未収収益	72,467	71,629	3 経済事業負債	1,991,615	2,290,388
その他の資産	751,752	678,277	(1) 経済事業未払金	1,201,162	1,170,402
(6) 貸倒引当金	△ 339,771	△ 403,872	(2) 経済受託債務	615,235	772,570
			(3) その他の経済事業負債	175,218	347,414
2 共済事業資産	113,951	114,499			
(1) その他の共済事業資産	114,519	115,067	4 設備借入金	-	875,000
(2) 貸倒引当金	△ 568	△ 568			
3 経済事業資産	2,916,241	3,361,165	5 雑負債	1,054,393	1,125,278
(1) 受取手形	-	764	(1) 未払法人税等	33,226	36,847
(2) 経済事業未収金	1,479,623	1,506,809	(2) リース債務	1,400	1,150
(3) 経済受託債権	425,113	548,267	(3) 資産除去債務	319,837	411,403
(4) 棚卸資産	714,266	942,338	(4) その他の負債	699,929	675,877
購入品	682,505	898,958			
その他の棚卸資産	31,760	43,379	6 諸引当金	2,794,353	2,652,785
(5) その他の経済事業資産	311,425	375,419	(1) 賞与引当金	138,000	131,000
(6) 貸倒引当金	△ 14,186	△ 12,434	(2) 退職給付引当金	2,124,356	2,055,683
			(3) 役員退職慰労引当金	41,890	38,648
4 雑資産	1,794,925	1,764,391	(4) 総合ポイント引当金	17,040	16,957
(1) 雑資産	1,795,030	1,764,423	(5) 特例業務負担金引当金	473,065	410,495
(2) 貸倒引当金	△ 104	△ 31			
5 固定資産	7,420,923	8,035,415	負債の部合計	312,017,830	319,899,739
(1) 有形固定資産	7,393,473	8,009,304	(純資産の部)		
建物	16,857,612	16,990,089	1 組合員資本	21,165,340	21,371,803
機械装置	6,035,235	6,138,096	(1) 出資金	8,056,139	8,017,963
土地	2,239,670	2,311,291	(2) 利益剰余金	13,137,877	13,383,568
リース資産	3,241	3,241	利益準備金	5,088,000	5,142,000
建設仮勘定	35,686	24,000	その他利益剰余金	8,049,877	8,241,568
その他の有形固定資産	5,300,448	5,205,827	教育積立金	300,000	300,000
減価償却累計額	△ 23,078,422	△ 22,663,242	高齢者福祉積立金	475,000	480,000
(2) 無形固定資産	27,450	26,111	情報施設積立金	100,000	100,000
			税効果調整積立金	834,653	834,653
6 外部出資	14,448,670	14,585,290	経営基盤強化積立金	4,576,000	4,656,000
(1) 外部出資	14,448,670	14,585,290	農業開発積立金	1,215,000	1,161,000
系統出資	13,823,696	13,960,316	当期末処分剰余金	549,223	709,914
系統外出資	515,074	515,074	(うち当期剰余金)	(268,707)	(304,593)
子会社等出資	109,900	109,900	(3) 処分未済持分	△ 28,676	△ 29,728
7 繰延税金資産	786,927	835,596			
			2 評価・換算差額金	127,543	△ 119,357
			(1) その他有価証券評価差額金	127,543	△ 119,357
資産の部合計	333,310,713	341,152,185	純資産の部合計	21,292,883	21,252,445
			負債及び純資産の部合計	333,310,713	341,152,185

損益計算書

損 益 計 算 書

上伊那農業協同組合

(単位：千円)

科 目	令和3年度 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで	令和4年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで
1 事業総利益	6,065,782	5,975,369
(1) 信用事業収益	2,655,152	2,685,542
資金運用収益	2,386,554	2,457,822
(うち預金利息)	(1,231,077)	(1,273,627)
(うち有価証券利息)	(50,152)	(53,255)
(うち貸出金利息)	(797,588)	(788,161)
(うちその他受入利息)	(307,735)	(342,778)
役務取引等収益	104,807	112,912
その他事業直接収益	40	-
その他経常収益	163,750	114,807
(2) 信用事業費用	459,247	553,562
資金調達費用	144,406	128,155
(うち貯金利息)	(139,778)	(124,963)
(うち給付補填備金繰入)	(4,580)	(3,180)
(うち借入金利息)	(27)	(-)
(うちその他支払利息)	(19)	(11)
役務取引等費用	38,178	36,117
その他事業直接費用	-	0
その他経常費用	276,662	389,289
(うち貸倒引当金)	(△ 41,721)	(64,101)
信用事業総利益	2,195,904	2,131,979
(3) 共済事業収益	1,831,159	1,715,555
共済付加収入	1,713,462	1,606,357
その他の収益	117,696	109,198
(4) 共済事業費用	154,603	136,994
共済推進費用	109,460	95,107
共済保全費用	14,229	15,912
その他の費用	30,914	25,974
共済事業総利益	1,676,555	1,578,561
(5) 購買事業収益	9,349,623	6,065,658
購買品供給高	9,155,839	5,693,346
購買手数料	-	162,069
修理サービス料	114,604	113,336
その他の収益	79,179	96,905
(6) 購買事業費用	8,079,166	4,839,418
購買品供給原価	7,662,887	4,435,247
修理サービス費用	25,830	17,484
その他の費用	390,448	386,686
(うち貸倒引当金)	(△ 3,634)	(△ 1,731)
購買事業総利益	1,270,456	1,226,240
(7) 販売事業収益	714,500	663,261
販売品販売高	286,241	264,941
販売手数料	356,068	335,565
その他の収益	72,190	62,753
(8) 販売事業費用	298,834	278,363
販売品販売原価	277,738	257,299
その他の費用	21,095	21,063
(うち貸倒引当金)	(△ 8)	(△ 0)
販売事業総利益	415,666	384,898
(9) 保管事業収益	20,413	32,542
(10) 保管事業費用	6,826	9,072
保管事業総利益	13,586	23,470
(11) 加工事業収益	10,850	10,548
(12) 加工事業費用	3,313	3,896
加工事業総利益	7,536	6,652
(13) 利用事業収益	1,699,355	1,892,758
(14) 利用事業費用	1,156,131	1,243,220
(うち貸倒引当金)	(△ 446)	(△ 18)
利用事業総利益	543,223	649,538

科 目	令和3年度 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで	令和4年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで
(15) 宅地等供給事業収益	657	25
(16) 宅地等供給事業費用	5	-
宅地等供給事業総利益	652	25
(17) 農用地利用調整事業収益	43,699	34,850
(18) 農用地利用調整事業費用	43,529	34,530
農用地利用調整事業総利益	169	319
(19) 指導事業収入	195,682	281,995
(20) 指導事業支出	253,652	308,310
(うち貸倒引当金)	(7)	(△ 0)
指導事業収支差額	△ 57,969	△ 26,315
2 事業管理費	5,782,973	5,629,743
(1) 人件費	3,753,697	3,638,260
(2) 業務費	624,352	625,329
(3) 諸税負担金	182,395	161,836
(4) 施設費	1,211,410	1,191,005
(5) その他事業管理費	11,117	13,311
事業利益	282,808	345,626
3 事業外収益	605,176	561,748
(1) 受取雑利息	5,479	5,768
(2) 受取出資配当金	231,687	211,645
(3) 賃貸料	255,021	239,617
(4) 償却債権取立益	480	480
(5) 雑収入	112,507	104,237
4 事業外費用	204,238	202,437
(1) 支払雑利息	473	193
(2) 寄付金	454	405
(3) 子会社等賃貸資産費用	179,248	168,731
(4) 雑損失	24,359	33,180
(5) 貸倒引当金	△ 296	△ 72
経常利益	683,745	704,937
5 特別利益	36,683	43,205
(1) 固定資産処分益	36,683	38,403
(2) 一般補助金	-	4,802
6 特別損失	359,430	379,852
(1) 固定資産処分損失	109,468	168,810
(2) 固定資産圧縮損失	330	4,450
(3) 減損損失	249,631	206,591
税引前当期利益	360,999	368,290
法人税・住民税及び事業税	63,879	73,081
法人税等調整額	28,412	△ 9,384
法人税等合計	92,291	63,696
当期剰余金	268,707	304,593
当期首繰越剰余金	204,104	248,758
会計方針の変更による累積的影響額	-	22,562
遡及処理後当期首繰越剰余金	-	271,320
税効果調整積立金取崩額	28,412	-
農業開発積立金取崩額	48,000	134,000
当期末処分剰余金	549,223	709,914

注 記 表

(令和3年度)

(令和4年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次により行っています。

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次により行っています。

- (1) 購買品（生産資材・燃料等）：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（店舗・部品等）：売価還元法による低価法
- (3) 購買品（農機）：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。

- (2) 無形固定資産
定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次により行っています。

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次により行っています。

- (1) 購買品（生産資材・燃料等）：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（店舗・部品等）：売価還元法による低価法
- (3) 購買品（農機）：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。

- (2) 無形固定資産
定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(令和3年度)

4. 引当金の計上基準

引当金の計上基準は、次により行っています。

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準要項に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(令和4年度)

4. 引当金の計上基準

引当金の計上基準は、次により行っています。

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準要項に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(令和3年度)

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金積立規程に定める期末要支給額を計上しています。
- (5) 総合ポイント引当金
総合ポイント制度による、組合員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末における未還元の額を計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(令和4年度)

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金積立規程に定める期末要支給額を計上しています。
- (5) 総合ポイント引当金
総合ポイント制度による、組合員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末における未還元の額を計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約定した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を

(令和3年度)

6. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示をしていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会長野県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払っ

(令和4年度)

設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示をしていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会長野県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払っ

(令和3年度)

た概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号2020年3月31日)を当事業年度より適用し、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

(令和4年度)

た概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を当事業年度の期首から適用し、約定した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等によって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しております。

(令和3年度)

(令和4年度)

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、22,562千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が3,229,353千円、事業費用が3,228,313千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が1,039千円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積もりに関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 会計上の見積もりに関する注記

当組合は、会計上の見積もり項目において当事業年度の財務諸表に計上した金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはないと判断しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,071,315千円であり、その内訳は次のとおりです。(単位：千円)

種	類	圧縮記帳額
建	物	584,251
機	械 装 置	958,283
土	地	7,679
その他有形固定資産		521,100
合	計	2,071,315

2. 資産につき設定している担保権の明細

定期預金4,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金16,500千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,061,605千円であり、その内訳は次のとおりです。(単位：千円)

種	類	圧縮記帳額
建	物	583,920
機	械 装 置	955,627
土	地	7,679
その他有形固定資産		514,376
合	計	2,061,605

2. 資産につき設定している担保権の明細

定期預金6,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金16,500千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(令和3年度)

3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額
子会社に対する金銭債権の総額 443,600千円
子会社に対する金銭債務の総額 1,063,576千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 474千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 ありません

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は56,073千円、延滞債権額は845,337千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,556千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は934,966千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(令和4年度)

3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額
子会社に対する金銭債権の総額 517,787千円
子会社に対する金銭債務の総額 1,344,520千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 13,568千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 ありません

5. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は181,840千円、危険債権額は726,441千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は908,282千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(令和3年度)

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との事業取引による取引高の総額

(単位：千円)

(1) 子会社との取引による収益総額	2,617,506
うち事業取引高	2,411,873
うち事業取引以外の取引高	205,633
(2) 子会社との取引による費用総額	155,575
うち事業取引高	113,763
うち事業取引以外の取引高	41,812

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済事業は12の支所単位に、物理的に独立して立地している生活店舗・LPGセンターは店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。

支所と併設している資材店については、支所と一体的な事業運営を行っており、キャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含め支所単位でグルーピングしています。

本所及び農業関連施設（カントリーエレベーター・農業倉庫・育苗施設・集出荷場・生産者直売所・農機センター・資材店等）については、支所の範囲を超えて利用の効率化を図り、地域の組合員の事業利用を促進することにより全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していること、また農業協同組合の主たる事業である農業振興・農業者の所得向上のための施設であり、キャッシュ・フローのみによる回収を考えていない施設であることから、全体の共用資産としています。

賃貸資産は、原則、物件ごとにグルーピングしています。

遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

(2) 減損損失を認識した資産またはグループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は次のとおりです。

(令和4年度)

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との事業取引による取引高の総額

(単位：千円)

(1) 子会社との取引による収益総額	2,601,957
うち事業取引高	2,451,614
うち事業取引以外の取引高	150,343
(2) 子会社との取引による費用総額	148,543
うち事業取引高	115,265
うち事業取引以外の取引高	33,278

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済事業は12の支所単位に、物理的に独立して立地している生活店舗・LPGセンターは店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。

支所と併設している資材店については、支所と一体的な事業運営を行っており、キャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含め支所単位でグルーピングしています。

本所及び農業関連施設（カントリーエレベーター・農業倉庫・育苗施設・集出荷場・生産者直売所・農機センター・資材店等）については、支所の範囲を超えて利用の効率化を図り、地域の組合員の事業利用を促進することにより全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していること、また農業協同組合の主たる事業である農業振興・農業者の所得向上のための施設であり、キャッシュ・フローのみによる回収を考えていない施設であることから、全体の共用資産としています。

賃貸資産は、原則、物件ごとにグルーピングしています。

遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

(2) 減損損失を認識した資産またはグループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は次のとおりです。

(令和3年度)

資産・施設	用途	種類
赤穂カントリーエレベーター	農業関連施設	建物、機械装置、その他の有形固定資産
宮田カントリーエレベーター	農業関連施設	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
A・コープ美すず店	賃貸資産	土地
A・コープ七久保店	賃貸資産	建物
伊北介護ステーション	賃貸資産	土地
竜東出張所	賃貸資産	土地
旧羽北選果場	賃貸資産	土地
旧片桐南部りんご選果場	賃貸資産	建物
片桐稚蚕協同飼育所	賃貸資産	建物
旧中川資材店	賃貸資産	土地、建物
旧宮田資材店	賃貸資産	土地、建物
長藤店倉庫	賃貸資産	建物
旧辰野資材店	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
駒ヶ根養豚団地敷地	遊休資産	土地
中川カントリーエレベーター	遊休資産	建物、その他の有形固定資産
東部ライスセンター	遊休資産	建物
藤沢支所跡地	遊休資産	土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

農業関連施設については、将来的な廃止を決定しました。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産については、営業収支が2期連続赤字でした。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(令和4年度)

資産・施設	用途	種類
赤穂カントリーエレベーター	農業関連施設	建物
A・コープ美すず店	賃貸資産	土地
片桐給油所	賃貸資産	その他の有形固定資産
南向給油所	賃貸資産	その他の有形固定資産
伊北介護ステーション	賃貸資産	土地
旧竜東出張所	賃貸資産	土地
東伊那りんご集荷施設	賃貸資産	建物
旧北部LPガスセンター	遊休資産	建物、土地
旧小野支所	遊休資産	建物、その他の有形固定資産
駒ヶ根養豚団地敷地	遊休資産	土地
藤沢支所跡地	遊休資産	土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

農業関連施設については、将来的な操業停止および解体を決定しました。これにより今期稼働率が著しく低下し使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産については、営業収支が2期連続赤字でした。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、回収可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(令和3年度)

(4) 減損損失の金額及びその内訳

資産・施設	金額	内 訳
赤穂カントリーエレベーター	76,642千円	建物8,297千円、機械装置26,046千円、 その他の有形固定資産42,298千円
宮田カントリーエレベーター	15,604千円	土地5,908千円、建物278千円、 機械装置6,465千円、その他の有形固定資産2,952千円
A・コープ美すず店	306千円	土地306千円
A・コープ七久保店	6,384千円	建物6,384千円
伊北介護ステーション	489千円	土地489千円
竜東出張所	374千円	土地374千円
旧羽北選果場	5,993千円	土地5,993千円
旧片桐南部りんご選果場	1,335千円	建物1,335千円
片桐稚蚕協同飼育所	908千円	建物908千円
旧中川資材店	1,641千円	土地717千円、建物924千円
旧宮田資材店	795千円	土地233千円、建物561千円
長藤店倉庫	32千円	建物32千円
旧辰野資材店	6,120千円	土地5,599千円、建物322千円、 その他の有形固定資産197千円
駒ヶ根養豚団地敷地	815千円	土地815千円
中川カントリーエレベーター	128,063千円	建物113,125千円、 その他の有形固定資産14,938千円
東部ライスセンター	1,989千円	建物1,989千円
藤沢支所跡地	2,134千円	土地2,134千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、正味売却価額の時価は主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(令和4年度)

(4) 減損損失の金額及びその内訳

資産・施設	金額	内 訳
赤穂カントリーエレベーター	139,199千円	建物139,199千円
A・コープ美すず店	306千円	土地306千円
片桐給油所	7,020千円	その他の有形固定資産7,020千円
南向給油所	440千円	その他の有形固定資産440千円
伊北介護ステーション	168千円	土地168千円
旧竜東出張所	353千円	土地353千円
東伊那りんご集荷施設	76千円	建物76千円
旧北部LPガスセンター	297千円	建物17千円、土地279千円
旧小野支所	58,580千円	建物58,382千円、その他の有形固定資産197千円
駒ヶ根養豚団地敷地	68千円	土地68千円
藤沢支所跡地	81千円	土地81千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、正味売却価額の時価は主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(令和3年度)

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定していません。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準要項」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債

(令和4年度)

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定していません。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準要項」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債

(令和3年度)

について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が117,433千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和4年度)

について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が164,635千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和3年度)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載します。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	222,895,313	222,897,470	2,156
有価証券			
その他有価証券	4,880,364	4,880,364	
貸出金(*)	76,024,351		
貸倒引当金	△ 339,771		
貸倒引当金控除後	75,684,579	78,220,737	2,536,158
資産計	303,460,257	305,998,572	2,538,314
貯金	302,634,782	302,834,508	199,726
負債計	302,634,782	302,834,508	199,726

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

(令和4年度)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	229,155,563	229,110,520	△ 45,043
有価証券			
その他有価証券	4,784,489	4,784,489	
貸出金(*)	76,619,582		
貸倒引当金	△ 403,872		
貸倒引当金控除後	76,215,710	77,223,255	1,007,545
資産計	310,155,763	311,118,264	962,501
貯金	309,964,627	309,806,540	△ 158,087
負債計	309,964,627	309,806,540	△ 158,087

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

(令和3年度)

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	14,448,670

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	222,895,313					
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	1,000	334,740	203,000	306,360	200,000	3,694,610
貸出金 (*1、2)	6,995,422	4,980,752	4,683,487	4,381,785	4,052,190	50,791,828
合計	229,891,736	5,315,492	4,886,487	4,688,145	4,252,190	54,486,438

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 1,456,062 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 138,883 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	239,996,041	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131
合計	239,996,041	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和4年度)

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれてません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	14,585,290

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5号に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	229,155,563					
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	202,700	203,000	296,620	200,000	389,160	3,592,140
貸出金 (*1、2)	6,977,591	4,922,107	4,623,481	4,295,924	3,880,202	51,787,869
合計	236,335,855	5,125,107	4,920,101	4,495,924	4,269,362	55,380,009

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 1,517,659 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 132,405 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	251,376,541	26,433,426	21,880,061	5,213,109	4,827,168	234,319
合計	251,376,541	26,433,426	21,880,061	5,213,109	4,827,168	234,319

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和3年度)

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	99,367	109,360	9,992
	地方債	99,912	110,030	10,117
	政府保証債	99,590	109,670	10,079
	社債	3,100,404	3,224,670	124,265
	受益証券	400,000	441,100	41,100
	小計	3,799,274	3,994,830	195,555
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,047	4,044	△ 3
	社債	701,773	686,880	△ 14,893
	受益証券	200,000	194,610	△ 5,390
	小計	905,820	885,534	△ 20,286
合計		4,705,094	4,880,364	175,269

なお上記(*)評価差額から繰延税金負債 47,725 千円を差し引いた額 127,543 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当年度中に売却したその他有価証券はありません。
3. 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

(令和4年度)

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	99,424	104,870	5,445
	地方債	99,920	105,460	5,539
	政府保証債	99,621	103,300	3,678
	社債	1,600,029	1,654,290	54,260
	受益証券	300,000	306,290	6,290
	小計	2,198,997	2,274,210	75,212
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	3,030	3,029	△ 0
	社債	2,401,819	2,232,920	△ 168,899
	受益証券	300,000	274,330	△ 25,670
	小計	2,704,849	2,510,279	△ 194,570
合計		4,903,846	4,784,489	△ 119,357

2. 当年度中に売却したその他有価証券はありません。
3. 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

(令和3年度)

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(単位：千円)
期首における退職給付債務	4,212,082
勤務費用	199,486
利息費用	13,773
数理計算上の差異の発生額	△ 24,925
退職給付の支払額	△ 353,235
期末における退職給付債務	4,047,181

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	(単位：千円)
期首における年金資産	2,149,139
期待運用収益	11,325
数理計算上の差異の発生額	2,241
特定退職金共済制度への拠出金	123,225
退職給付の支払額	△ 204,346
期末における年金資産	2,081,585

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(単位：千円)
退職給付債務	4,047,181
特定退職金共済制度	△ 2,081,585
未積立退職給付債務	1,965,595
未認識数理計算上の差異	158,761
貸借対照表計上額純額	2,124,356
退職給付引当金	2,124,356

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(単位：千円)
勤務費用	199,486
利息費用	13,773
期待運用収益	△ 11,325
数理計算上の差異の費用処理額	△ 38,860
合計	163,073

(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
現金及び預金	42.3%
共済預け金	57.7%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(令和4年度)

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(単位：千円)
期首における退職給付債務	4,047,181
勤務費用	194,242
利息費用	13,234
数理計算上の差異の発生額	△ 125,075
退職給付の支払額	△ 296,546
期末における退職給付債務	3,833,035

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	(単位：千円)
期首における年金資産	2,081,585
期待運用収益	14,092
数理計算上の差異の発生額	△ 82
特定退職金共済制度への拠出金	104,074
退職給付の支払額	△ 189,078
期末における年金資産	2,010,592

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(単位：千円)
退職給付債務	3,833,035
特定退職金共済制度	△ 2,010,592
未積立退職給付債務	1,822,443
未認識数理計算上の差異	233,240
貸借対照表計上額純額	2,055,683
退職給付引当金	2,055,683

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(単位：千円)
勤務費用	194,242
利息費用	13,234
期待運用収益	△ 14,092
数理計算上の差異の費用処理額	△ 50,514
合計	142,869

(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
現金及び預金	43.4%
共済預け金	56.6%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(令和3年度)

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.327%
長期期待運用収益率	0.527%

2. 特例業務負担金に関する事項

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金46,243千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拋出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、484,768千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳は次のとおりです。

＜繰延税金資産＞ (単位：千円)

貸倒引当金超過額	29,538
退職給付引当金	578,462
賞与引当金	37,577
役員退職慰労引当金	11,406
特例業務負担金引当金	128,815
未収貸出金利息	4,293
減損損失	342,759
資産除去債務	87,091
借地権	16,637
総合ポイント引当金	4,640
期末賞与	43,405
その他	56,335
繰延税金資産小計	1,340,963
評価性引当額	△ 467,356
繰延税金資産合計 (A)	873,606

＜繰延税金負債＞

未収預金利息	26,198
資産除去費用	12,754
その他有価証券評価差額金	47,725
繰延税金負債合計 (B)	86,679

繰延税金資産の純額(A) - (B)	786,927
--------------------	---------

(令和4年度)

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.327%
長期期待運用収益率	0.677%

2. 特例業務負担金に関する事項

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金44,997千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拋出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、407,763千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳は次のとおりです。

＜繰延税金資産＞ (単位：千円)

貸倒引当金超過額	47,120
退職給付引当金	559,762
賞与引当金	35,671
役員退職慰労引当金	10,523
特例業務負担金引当金	111,777
未収貸出金利息	4,318
減損損失	321,529
資産除去債務	112,025
借地権	16,446
総合ポイント引当金	4,617
期末賞与	47,082
その他	46,313
繰延税金資産小計	1,317,188
評価性引当額	△ 448,414
繰延税金資産合計 (A)	868,774

＜繰延税金負債＞

未収預金利息	26,580
資産除去費用	6,597
繰延税金負債合計 (B)	33,178

繰延税金資産の純額(A) - (B)	835,596
--------------------	---------

(令和3年度)

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.21%
住民税均等割等	4.01%
法人税額特別控除	△1.98%
評価性引当額の増減	4.99%
その他	△0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.57%

(令和4年度)

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.43%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.16%
住民税均等割等	3.93%
法人税額特別控除	△2.46%
評価性引当額の増減	△5.14%
その他	△0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.29%

X. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しております。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～31年、割引率は0.0%～2.1%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	207,792千円
時の経過等による調整額	150,176千円
資産除去債務の履行による減少額	△38,131千円
期末残高	319,837千円

当組合は、契約している一部施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除却は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しております。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～31年、割引率は0.0%～2.1%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	319,837千円
時の経過等に伴う増加	209,469千円
資産除去債務の履行による減少額	△117,904千円
期末残高	411,403千円

当組合は、契約している一部施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除却は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和3年度 (令和4年2月28日)	令和4年度 (令和5年2月28日)
1. 当期末処分剰余金	549,223,412	709,914,365
2. 剰余金処分量	300,465,260	347,946,969
(1) 利益準備金	54,000,000	61,000,000
(2) 任意積立金	165,000,000	205,942,319
高齢者福祉積立金	5,000,000	5,000,000
税効果調整積立金	-	942,319
経営基盤強化積立金	80,000,000	100,000,000
農業開発積立金	80,000,000	100,000,000
(3) 出資配当金	81,465,260	81,004,650
3. 次期繰越剰余金	248,758,152	361,967,396

(注) 1. 令和4年度の出資配当は年1.0% (出資配当0.5%、特別出資配当0.5%)の割合で、貯金口座に振込みます。

2. 次期繰越剰余金には営農指導事業、教育、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。(令和3年度14,000千円、令和4年度16,000千円)

3. 目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、積立目標額、取崩し基準は以下の通りです。

種類	積立目的	積立基準	目標額	取崩し基準
教育積立金	J Aの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため『教育積立金規程』に基づき積み立てる。	各事業年度の剰余金より計画的に積み立てるほか、篤志家及び行政ほかよりの寄付等の受入額に相当する額を積み立てる。	3億円	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す。
高齢者福祉積立金	J Aが進める高齢者福祉事業と長期的かつ体系的な関連施設の整備等に資するため『高齢者福祉積立金規程』に基づき積み立てる。	各事業年度の剰余金より計画的に積み立てるほか、篤志家及び行政ほかよりの寄付等の受入額に相当する額を積み立てる。	5億円	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す。
情報施設積立金	新しいサービス提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報化投資及び信用事業システム移行に係る基盤整備に資するため『情報施設積立金規程』に基づき積み立てる。	各事業年度の剰余金より積み立てる。	1億7千万円	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す。
税効果調整積立金	回収可能性の見直し及び税率の変更等による繰延税金資産取崩しに対する財源確保のため『税効果調整積立金規程』に基づき積み立てる。	当期に発生した法人税等調整額(含む過年度税効果調整額)の残高全額を積み立てる。	当年度決算において計上した繰延税金資産と同額	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す。
経営基盤強化積立金	組合の事業の改善発展、経営基盤強化のための支出に充てることを目的として積み立てる。	各事業年度の剰余金より計画的に積み立てる。	総資産額の2%	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す。
農業開発積立金	販売物の価格低迷・生産資材の価格高騰など地域農業の危機的状況に対処するため、地域農業の振興に関する研究開発と普及に資する目的により「農業開発積立金規程」に基づき積み立てる。	各事業年度の剰余金より計画的に積み立てる。	20億円	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取崩す。

部門別損益計算書

第27期事業年度（令和4年3月1日～令和5年2月28日）

（単位：千円）

		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費
①	事業収益	13,382,738	2,685,542	1,715,555	7,724,394	996,338	260,907	
②	事業費用	7,407,368	553,562	136,994	6,010,744	414,794	291,271	
③ (①-②)	事業総利益	5,975,369	2,131,979	1,578,561	1,713,649	581,543	△ 30,363	
④	事業管理費	5,629,743	1,607,632	1,124,684	1,870,721	521,040	505,664	
⑤	(うち減価償却費)	551,334	109,408	51,659	310,324	57,675	22,266	
⑤'	(うち人件費)	3,638,260	1,030,743	883,646	1,021,431	280,653	421,785	
⑥※	うち共通管理費		272,613	163,507	317,521	92,573	40,245	△ 886,460
⑦	うち減価償却費		33,878	20,319	39,459	11,504	5,001	△ 110,163
⑦'	うち人件費		141,363	84,786	164,650	48,003	20,869	△ 459,672
⑧ (③-④)	事業利益	345,626	524,347	453,876	△ 157,072	60,503	△ 536,028	
⑨	事業外収益	561,748	155,255	93,227	181,622	95,697	35,945	
⑩※	うち共通分		155,252	93,117	180,827	52,720	22,919	△ 504,837
⑪	事業外費用	202,437	61,187	35,889	70,667	20,331	14,361	
⑫※	うち共通分		59,837	35,889	69,694	20,319	8,833	△ 194,575
⑬ (⑧+⑨-⑪)	経常利益	704,937	618,415	511,214	△ 46,116	135,868	△ 514,444	
⑭	特別利益	43,205	11,870	7,084	18,509	4,004	1,737	
⑮※	うち共通分		11,768	7,058	13,706	3,996	1,737	△ 38,266
⑯	特別損失	379,852	69,717	41,748	225,929	32,181	10,275	
⑰※	うち共通分		69,606	41,748	81,072	23,636	10,275	△ 226,340
⑱ (⑬+⑭-⑯)	税引前当期利益	368,290	560,568	476,549	△ 253,536	107,691	△ 522,982	
⑲	営農指導事業分配賦額		92,630	69,227	335,870	25,254	△ 522,982	
⑳ (⑱-⑲)	営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	368,290	467,938	407,322	△ 589,407	82,436		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

上記、部門別損益計算書の事業収益①、事業費用②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益331,700千円、事業費用331,700千円）を除去した額を記載しています。よって両者は一致しません。

(注 記)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準

- (1) 共通管理費 ・ (人頭割+事業管理費割(人件費除く)+事業総利益割) ÷ 3
(2) 営農指導事業 ・ (農業関連事業+事業総利益割) ÷ 2

2. 配賦割合

	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費	30.75%	18.45%	35.82%	10.44%	4.54%	100.00%
営農指導事業	17.71%	13.24%	64.22%	4.83%		100.00%

3. 予算統制の状況

(単位：千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c-d)
事業管理費(全体総額)	5,734,000	-	5,734,000	5,629,743	104,256
営農指導事業					
収入 a	109,900	-	109,900	260,907	△ 151,007
支出 b	751,035	-	751,035	783,890	△ 32,854
差引 a-b	△ 641,135	-	△ 641,135	△ 522,982	△ 118,152

4. 専属事業損益

(単位：千円)

区分	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導
経常利益 ⑬ a	618,415	511,214	△ 46,116	135,868	△ 514,444
減価償却費⑤-⑦ b	75,530	31,340	270,865	46,170	17,264
共通管理費⑥-⑩+⑫ c	177,198	106,279	206,388	60,172	26,159
専属事業損益 a+b+c	871,144	648,834	431,136	242,211	△ 471,020

経費の内訳

(単位：百万円)

	内 訳 科 目	令和3年度	令和4年度	増 減
人件費	役 員 報 酬	98	95	△ 2
	給 料 手 当	2,943	2,874	△ 68
	うち賞与引当金繰入額	(138)	(131)	△ 7
	福 利 厚 生 費	539	515	△ 24
	退 職 給 付 費 用	163	142	△ 20
	役 員 退 職 慰 労 金	9	9	△ 0
	うち役員退職慰労引当金繰入額	(9)	(9)	△ 0
	小 計	3,753	3,638	△ 115
業 務 費	会 議 費	2	1	△ 1
	接 待 交 際 費	3	3	△ 0
	宣 伝 広 告 費	35	36	0
	通 信 費	111	107	△ 4
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	29	26	△ 2
	図 書 ・ 研 修 費	16	16	△ 0
	業 務 委 託 費	412	421	8
	旅 費	12	12	0
	小 計	624	625	0
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	118	117	△ 1
	支 払 賦 課 金	32	30	△ 1
	分 担 金	31	13	△ 17
	小 計	182	161	△ 20
施 設 費	減 価 償 却 費	621	551	△ 69
	保 守 修 繕 費	88	88	△ 0
	保 険 料	32	32	△ 0
	水 道 光 熱 費	204	258	54
	賃 借 料	158	162	4
	消 耗 備 品 費	7	3	△ 3
	車 両 費	20	20	0
	施 設 管 理 費	78	72	△ 6
	小 計	1,211	1,191	△ 20
そ の 他 事 業 管 理 費	11	13	2	
合 計		5,782	5,629	△ 153

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、17.10%となりました。

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	上伊那農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	8,017百万円(前年度8,056百万円)

当組合は、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化をはかっております。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	21,083,874	21,290,798
うち、出資金及び資本準備金の額	8,056,139	8,017,963
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,137,877	13,383,568
うち、外部流出予定額(△)	81,465	81,004
うち、上記以外に該当するものの額	△ 28,676	△ 29,728
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,935	2,959
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,935	2,959
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,090,810	21,293,757
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	27,450	26,111
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27,450	26,111
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	27,450	26,111
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	21,063,360	21,267,646
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	114,170,037	112,221,315
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,544,787	12,107,712
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	126,714,825	124,329,028
自己資本比率		
自己資本比率 (イ) / (ニ)	16.62%	17.10%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,544,594	-	-	1,404,106	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	103,906	-	-	102,942	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,415,400	-	-	7,330,831	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	402,025	40,202	1,608	402,025	40,202	1,608
我が国の政府関係機関向け	400,979	30,126	1,205	401,024	30,127	1,205
地方三公社向け	303,731	20,126	805	303,755	20,126	805
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	223,998,282	44,799,656	1,791,986	230,271,698	46,054,339	1,842,173
法人等向け	3,731,537	2,081,165	83,246	3,830,075	1,961,659	78,466
中小企業等向け及び個人向け	19,476,410	9,671,605	386,864	19,943,996	6,094,342	243,773
抵当権付住宅ローン	18,084,983	6,225,337	349,013	17,279,352	5,051,811	202,072
不動産取得等事業向け	837,891	821,495	32,859	708,169	694,177	27,767
三月以上延滞等	209,071	70,025	2,801	241,233	145,100	5,804
取立未済手形	23,153	4,630	185	26,090	5,218	208
信用保証協会等保証付	27,032,730	2,659,024	106,360	29,382,891	2,897,668	115,906
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,581,415	2,581,415	103,256	2,581,415	2,581,415	103,256
(うち出資等のエクスポージャー)	2,581,415	2,581,415	103,256	2,581,415	2,581,415	103,256
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	26,375,893	45,164,625	1,806,585	27,568,966	46,644,525	1,865,781
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	11,867,255	29,688,137	1,186,725	12,003,875	30,009,687	1,200,387
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	659,384	1,648,460	65,938	716,238	1,790,597	71,623
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,849,254	13,848,026	553,921,077	14,848,852	14,844,241	593,769
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	600,000	600	24	600,000	600	24
(うちルックスルー方式)	600,000	600	24	600,000	600	24
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	4,802,023	192,080	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	334,122,009	114,170,037	4,566,801	342,378,577	112,221,315	4,488,852
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	334,122,009	114,170,037	4,566,801	342,378,577	112,221,315	4,488,852
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	a	b=a×4%	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	12,544,787	501,791	12,107,712	484,308		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	
	126,714,825	5,068,593	124,329,028	4,973,161		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び

三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 パテ イ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 パテ イ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	1,394,594	1,354,812	-	-	19,095	1,395,878	1,356,344	-	-	18,848
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	239,139	28,932	200,594	-	2	232,157	21,952	200,594	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	550,622	249,688	300,934	-	49,943	534,402	233,468	300,934	-	47,540
	電気・ガス・熱 供給・水道業	701,300	-	701,300	-	-	901,963	-	901,963	-	-
	運輸・通信業	1,607,393	201,593	1,405,799	-	-	1,558,946	153,450	1,405,495	-	-
	金融・保険業	236,691,963	1,002,779	803,272	-	-	243,104,950	1,002,779	803,286	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	3,695,012	658,675	501,720	-	7	3,719,338	683,011	501,710	-	7
	日本国政府・地 方公共団体	8,520,638	8,315,743	203,895	-	-	7,434,774	7,230,834	202,939	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	64,297,370	64,270,019	-	-	140,022	66,015,352	65,994,055	-	-	174,837
その他	15,823,973	-	-	-	-	16,880,813	-	-	-	-	
業種別残高計		333,522,009	76,082,244	4,117,517	-	209,071	341,778,577	76,675,896	4,316,923	-	241,233
残存期間別	1年以下	224,709,904	1,713,397	1,004	-	/	230,842,139	1,573,220	-	-	/
	1年超3年以下	1,779,187	1,575,030	204,156	-	/	2,023,387	1,618,849	404,537	-	/
	3年超5年以下	3,413,432	3,011,410	402,021	-	/	4,100,310	3,597,895	502,414	-	/
	5年超7年以下	6,124,130	5,220,940	903,190	-	/	4,313,285	3,711,120	602,164	-	/
	7年超10年以下	4,775,319	4,174,102	601,216	-	/	5,082,891	4,080,855	1,002,036	-	/
	10年超	61,718,253	59,712,325	2,005,927	-	/	63,299,054	61,493,284	1,805,769	-	/
	期限の定めのないもの	31,001,782	675,037	-	-	/	32,117,508	600,669	-	-	/
残存期間別残高計		333,522,009	76,082,244	4,117,517	-	/	341,778,577	76,675,896	4,316,923	-	/

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35,334	6,935	-	35,334	6,935	6,935	2,959	-	6,935	2,959
個別貸倒引当金	374,257	347,695	8,861	365,396	347,695	347,695	413,947	2	347,693	413,947
合 計	409,592	354,631	8,861	400,731	354,631	354,631	416,907	2	354,629	416,907

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和3年度						令和4年度						
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法 人	農業	30,464	19,961	-	30,464	19,961	-	19,961	91,096	-	19,961	91,096	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	2	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	44,350	38,701	-	44,350	38,701	-	38,701	37,286	-	38,701	37,286	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	125,508	139,386	-	125,508	139,386	-	139,386	151,367	-	139,386	151,367	-
上記以外	1,148	1,173	66	1,082	1,173	-	1,173	4,611	-	1,173	4,611	-	
個 人	172,784	148,470	8,794	163,990	148,470	-	148,470	129,586	-	148,470	129,586	-	
業種別計	374,257	347,695	8,861	365,396	347,695	-	347,695	413,947	2	347,693	413,947	-	

(注) 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	11,608,862	11,608,862	-	10,203,296	10,203,296
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	27,522,885	27,522,885	-	29,878,936	29,878,936
	リスク・ウェイト 20%	402,792	224,738,316	225,141,109	402,695	249,978,070	250,380,765
	リスク・ウェイト 35%	-	17,729,671	17,729,671	-	10,913,610	10,913,610
	リスク・ウェイト 50%	2,206,353	16,645,507	18,851,860	2,506,983	4,278,970	6,785,954
	リスク・ウェイト 75%	-	1,805,750	1,805,750	-	1,846,320	1,846,320
	リスク・ウェイト 100%	200,447	18,099,769	18,300,216	100,219	18,861,402	18,961,622
	リスク・ウェイト 150%	-	35,013	35,013	-	87,957	87,957
	リスク・ウェイト 250%	-	12,526,639	12,526,639	-	12,720,113	12,720,113
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-
計		2,809,593	330,712,416	333,522,009	3,009,898	338,768,678	341,778,577

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA 3以上で、算定基準日に長期格付がB B BーまたはB a a 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	99,714	-	-	99,745	-
地方三公社向け	-	203,101	-	-	203,124	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	70,620	-	-	63,558	-
中小企業等向け及び個人向け	98,880	17,111,423	-	35,780	17,643,099	-
抵当権付住宅ローン	-	206,630	-	-	6,251,853	-
不動産取得等事業向け	-	11,448	-	-	10,615	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	98,880	17,702,938	-	35,780	24,271,997	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであり、
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携をはかることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上	時価評価額	貸借対照表計上	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	14,448,670	14,448,670	14,585,290	14,585,290
合計	14,448,670	14,448,670	14,585,290	14,585,290

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	600,000	600,000
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、経営リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期毎でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.197年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI I に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番	/	△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,209	647	6	-
2	下方パラレルシフト	-	-	-	34
3	スティーブ化	1,688	1,240	/	/
4	フラット化	-	-	/	/
5	短期金利上昇	-	-	/	/
6	短期金利低下	-	277	/	/
7	最大値	1,688	1,240	6	34
/	/	前期末		当期末	
8	自己資本の額	21,063		21,267	

(注)

1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

信用事業取扱実績

貯 金

科目別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	140,651 【 46.4 】	148,162 【 47.7 】	7,510
当座貯金	241 (0.1)	167 (0.1)	△ 73
普通貯金	135,394 (96.2)	141,789 (95.6)	6,394
貯蓄貯金	1,223 (0.8)	1,234 (0.8)	11
通知貯金	3,791 (2.6)	4,970 (3.3)	1,178
定期性貯金	161,720 【 53.4 】	161,523 【 52.1 】	△ 197
定期貯金	156,056 (96.4)	156,786 (97.0)	729
うち固定金利定期	156,031 (99.9)	156,755 (99.9)	724
うち変動金利定期	25 (0.0)	30 (0.0)	4
定期積金	5,663 (3.5)	4,737 (2.9)	△ 926
その他の貯金	262 【 0.0 】	278 【 0.0 】	16
計	302,634 (100.0)	309,964 (100.0)	7,329
譲渡性貯金	- 【 0.0 】	- 【 0.0 】	-
合 計	302,634 【 100.0 】	309,964 【 100.0 】	7,329

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 5 () 内は構成比です。

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	137,233 (45.8)	145,759 (47.4)	8,525
定期性貯金	161,566 (54.0)	160,969 (52.4)	△ 597
その他の貯金	246 (0.0)	242 (0.0)	△ 3
計	299,046 (100.0)	306,971 (100.0)	7,924
譲渡性貯金	- (0.0)	- (0.0)	-
合 計	299,046 (100.0)	306,971 (100.0)	7,924

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3 () 内は構成比です。

貸出金

科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	232	175	△ 56
証書貸付金	73,335	73,926	590
当座貸越	1,456	1,517	61
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,000	1,000	-
合 計	76,024	76,619	595

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	224	203	△ 20
証書貸付金	72,340	73,699	1,358
当座貸越	1,359	1,418	58
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	939	1,000	60
合 計	74,864	76,321	1,457

貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	58,812 (77.3)	54,850 (71.5)	△ 3,962
変動金利貸出	17,211 (22.7)	21,768 (28.5)	4,557
合 計	76,024 (100.0)	76,619 (100.0)	595

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業務別残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	4,686 (6.1)	4,634 (6.0)	△ 51
林 業	65 (0.0)	128 (0.1)	62
水 産 業	16 (0.0)	0 (0.0)	△ 16
製 造 業	24,399 (32.0)	24,555 (32.0)	156
鉱 業	230 (0.3)	222 (0.2)	△ 8
建 設 業	4,170 (5.4)	4,250 (5.5)	79
不 動 産 業	828 (1.0)	780 (1.0)	△ 47
電気・ガス・熱供給・水道業	483 (0.6)	468 (0.6)	△ 15
運 輸 ・ 通 信 業	2,076 (2.7)	1,949 (2.5)	△ 126
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	1,819 (2.3)	2,116 (2.7)	297
サ ー ビ ス 業	12,333 (16.2)	12,516 (16.3)	183
金 融 ・ 保 険 業	1,374 (1.8)	1,387 (1.8)	13
地 方 公 共 団 体	8,324 (10.9)	7,238 (9.4)	△ 1,086
そ の 他	15,215 (20.0)	16,370 (21.3)	1,154
合 計	76,024 (100.0)	76,619 (100.0)	595

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
農業			
穀作	809	864	54
野菜・園芸	835	862	27
果樹・樹園農業	178	170	△ 8
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	571	539	△ 32
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	990	865	△ 125
農業関連団体等	169	70	△ 98
合計	3,555	3,373	△ 182

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	3,237	3,026	△ 211
農業制度資金	317	347	29
農業近代化資金	253	290	37
その他制度資金	64	56	△ 7
合計	3,555	3,373	△ 182

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	10	8	△ 2
合計	10	8	△ 2

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貯貸率・貯証率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率			
期末	<u>25.1</u>	<u>24.7</u>	<u>△ 0.4</u>
期中平均	<u>25.0</u>	<u>24.8</u>	<u>△ 0.2</u>
貯証率			
期末	<u>1.6</u>	<u>1.5</u>	<u>△ 0.1</u>
期中平均	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	<u>-</u>

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減
設備資金	<u>67,069 (88.2)</u>	<u>68,522 (89.4)</u>	<u>1,453</u>
運転資金	<u>8,955 (11.8)</u>	<u>8,097 (10.6)</u>	<u>△ 858</u>
合計	<u>76,024 (100.0)</u>	<u>76,619 (100.0)</u>	<u>595</u>

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
貯金等	<u>522</u>	<u>425</u>	<u>△ 97</u>
有価証券	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
動産	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
不動産	<u>2,088</u>	<u>1,883</u>	<u>△ 205</u>
その他担保物	<u>309</u>	<u>253</u>	<u>△ 55</u>
計	<u>2,920</u>	<u>2,562</u>	<u>△ 358</u>
農業信用基金協会保証	<u>26,936</u>	<u>29,289</u>	<u>2,353</u>
その他保証	<u>34,653</u>	<u>34,579</u>	<u>△ 74</u>
計	<u>61,589</u>	<u>63,868</u>	<u>2,279</u>
信託	<u>11,513</u>	<u>10,188</u>	<u>△ 1,325</u>
合計	<u>76,024</u>	<u>76,619</u>	<u>595</u>

債務保証見返額の担保別内訳

当組合は債務保証取引を行っておりません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和3年度	214	35	71	107	214
	令和4年度	181	34	44	102	181
危 険 債 権	令和3年度	686	279	130	225	635
	令和4年度	726	245	121	298	665
要 管 理 債 権	令和3年度	33	-	-	1	1
	令和4年度	-	-	-	-	-
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和3年度	33	-	-	1	1
	令和4年度	-	-	-	-	-
小 計	令和3年度	934	315	201	335	852
	令和4年度	908	280	166	401	847
正 常 債 権	令和3年度	75,147				
	令和4年度	75,767				
合 計	令和3年度	76,082				
	令和4年度	76,675				

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.63 をご参照下さい。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

有価証券等

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
国債	108	102	△ 6
地方債	99	99	0
政府保証債	99	99	0
社債	3,616	3,915	299
株式	-	-	-
その他の証券	600	600	0
合計	4,524	4,817	293

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

商品有価証券種類別平均残高

当組合は商品有価証券取引を行っておりません。

有価証券残存期間別残高

【令和3年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めないもの	合計
国債	1	3	-	-	-	109	-	113
地方債	-	-	-	-	-	110	-	110
政府保証債	-	-	-	-	-	109	-	109
社債	-	201	414	954	612	1,728	-	3,911
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	334	106	194	-	-	-	635

【令和4年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めないもの	合計
国債	-	3	-	-	-	104	-	107
地方債	-	-	-	-	105	-	-	105
政府保証債	-	-	-	-	-	103	-	103
社債	-	405	513	622	869	1,476	-	3,887
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	202	96	89	192	-	-	-	580

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません
- ・ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		取得価格又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得価格又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	99,367	109,360	9,992	99,424	104,870	5,445
	地 方 債	99,912	110,030	10,117	99,920	105,460	54,260
	政 府 保 証 債	99,590	109,670	10,079	99,621	103,300	3,678
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	3,100,404	3,224,670	124,265	1,600,029	1,654,290	54,260
	その他の証券	400,000	441,100	41,100	300,000	306,290	6,290
	小 計	3,799,274	3,994,830	195,555	2,198,997	2,274,210	75,212
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,047	4,044	△ 3	3,030	3,029	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	701,773	686,880	△ 14,893	2,401,819	2,232,920	△ 168,899
	その他の証券	200,000	194,610	△ 5,390	300,000	274,330	△ 25,670
	小 計	905,820	885,534	△ 20,286	2,704,849	2,510,279	△ 194,570
合 計	4,705,094	4,880,364	175,269	4,903,846	4,784,489	△ 119,357	

(注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

- ・ その他有価証券……………該当ありません

(3) 時価のない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額

- ・ 満期保有目的の債券……………該当ありません
- ・ その他有価証券……………該当ありません

2. 金銭の信託

当組合は金銭の信託を行っておりません。

3. デリバティブ取引

当組合はデリバティブ取引を行っておりません。

4. 金融等デリバティブ取引

当組合は金融等デリバティブ取引を行っておりません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

当組合は有価証券関連店頭デリバティブ取引を行っておりません。

金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

当組合は金融派生商品および先物外国為替取引を行っておりません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

当組合は上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約はありません。

為替業務等

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	(件数)	(164,593)	(448,003)	(169,786)	(462,948)
	金額	75,027	103,687	78,744	106,016
代金取立	(件数)	(4)	(7)	(3)	(6)
	金額	3	69	0	17
雑為替	(件数)	(8,429)	(6,719)	(7,879)	(6,265)
	金額	5,655	14,469	4,673	17,750
合計	(件数)	(173,652)	(455,333)	(178,311)	(469,804)
	金額	80,686	118,226	83,418	123,784

外国為替取扱実績

当組合は外国為替取扱業務を行っておりません。

外貨建資産残高

当組合には外貨建資産はありません。

平残・利回り等

利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	2,242	2,329	87
役務取引等収支	66	76	10
その他信用事業収支	△ 113	△ 274	△ 161
信用事業粗利益	2,308	2,406	98
(信用事業粗利益率)	0.76	0.77	0.01
事業粗利益	6,583	6,626	43
(事業粗利益率)	2.00	1.96	△ 0.04
事業純益	800	996	196
実質事業純益	800	996	196
コア事業純益	800	996	196
コア事業純益	800	996	196
(投資信託解約損益を除く)			

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	297,935	2,386	0.801	306,016	2,457	0.803
うち預金	218,546	1,538	0.704	224,878	1,616	0.718
うち有価証券	4,524	50	1.108	4,817	53	1.105
うち貸出金	74,864	797	1.065	76,321	788	1.032
資金調達勘定	299,059	144	0.048	306,980	128	0.041
うち貯金・定積	299,046	144	0.048	306,971	128	0.041
うち借入金	12	0	0.217	8	0	0
総資金利ざや			0.308			0.328

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 21	71
うち預金	△ 5	77
うち有価証券	△ 5	3
うち貸出金	△ 11	△ 9
支払利息	△ 10	△ 16
うち貯金・定期積金	△ 10	△ 16
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差引	△ 10	87

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.20	0.20	0.00
資本経常利益率	3.23	3.31	0.08
総資産当期純利益率	0.08	0.09	0.01
資本当期純利益率	1.27	1.43	0.16

(注) 算出方法は以下のとおり

1. 総資産経常利益率 = 経常利益/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率 = 経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

経営指標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	19,486	18,439	16,929	17,126	13,944
信用事業収益	3,000	3,019	2,883	2,813	2,840
共済事業収益	2,183	2,095	2,005	1,935	1,808
農業関連事業収益	9,883	9,285	8,569	8,483	7,906
生活その他事業収益	4,230	3,865	3,228	3,667	1,092
営農指導事業収益	188	173	241	226	296
経常利益	978	784	564	683	704
当期剰余金(注)	380	265	282	268	304
出資金	8,100	8,121	8,074	8,056	8,017
(出資口数)	(8,100,101)	(8,121,721)	(8,074,264)	(8,056,139)	(8,017,963)
純資産額	20,850	21,074	21,131	21,292	21,252
総資産額	309,501	312,386	324,021	333,310	341,152
貯金等残高	279,736	282,608	294,401	302,634	309,964
貸出金残高	74,076	75,785	73,750	76,024	76,619
有価証券残高	5,513	5,073	4,692	4,880	4,784
剰余金配当金額	81	81	81	81	81
・出資配当の額	81	81	81	81	81
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	858	810	759	743	703
単体自己資本比率	18.06	17.58	16.46	16.62	17.10

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

その他経営諸指標

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	1,651	1,731
一店舗当たり貯金残高	18,914	19,372
一職員当たり貸出金残高	414	428
一店舗当たり貸出金残高	4,751	4,788
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	6,747	6,595
一店舗当たり長期共済保有高	59,188	57,143
経済事業関係		
一職員当たり購買品取扱高	67	40
一職員当たり販売品販売高	324	372
一店舗当たり購買品取扱高	572	355

- (注) 1. 一職員当たりの指標は、各残高を経営分析による専任担当者数で除した数値です。
 2. 一店舗当たりの指標は、各残高を本所及び支所の数である16店舗で除した数値です。

共済事業取扱実績等

長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生 命 系	終 身 共 済	4,809	307,598	2,909	289,531
	定 期 生 命 共 済	1,183	5,025	1,420	6,215
	養 老 生 命 共 済	1,112	64,850	900	58,384
	う ち こ ど も 共 済	830	37,306	628	34,697
	医 療 共 済	371	12,611	93	11,390
	が ん 共 済	—	1,420	—	1,364
	定 期 医 療 共 済	—	1,083	—	984
	介 護 共 済	627	4,677	358	4,989
	年 金 共 済	—	162	—	162
建 物 更 生 共 済		40,681	549,581	32,296	541,270
合 計		48,785	947,011	37,977	914,292

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	1,087	119,551	285	109,046
が ん 共 済	1,352	43,233	1,217	43,229
定 期 医 療 共 済	—	5,369	—	4,945
合 計	2,440	168,153	1,502	157,220

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
- なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	880,672	6,888,449	580,075	7,351,287
認 知 症 共 済	—	—	531,900	528,900
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	2,452,900	6,396,000	1,855,000	8,025,900
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	99,400	308,440	54,800	355,140
特 定 重 度 疾 病 共 済	899,400	1,816,800	630,200	2,406,200
合 計	4,332,372	15,409,689	3,651,975	18,667,427

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	333,246	7,255,995	168,357	7,124,334
年 金 開 始 後	—	2,920,945	—	2,939,704
合 計	333,246	10,176,940	168,357	10,064,039

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	62,012,580	56,859	63,502,070	54,612
自 動 車 共 済		1,586,587		1,564,379
傷 害 共 済	89,920,200	119,393	103,232,700	113,896
賠 償 責 任 共 済		2,066		2,793
自 賠 責 共 済		289,342		282,027
合 計		2,054,250		2,017,708

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業取扱実績等

販売取扱実績（受託販売品）

（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米 穀	3,223,038	161,428	3,592,284	125,373
果 実	887,879	15,656	1,287,620	22,930
野 菜	1,857,637	40,727	2,089,420	45,883
き の こ	2,142,435	35,730	1,976,004	32,875
花 卉	1,472,085	33,861	1,655,109	38,070
畜 産	1,682,524	19,560	1,657,181	18,662
そ の 他	888,606	49,103	919,141	51,768
合 計	12,154,209	356,065	13,176,765	335,561

生産資材取扱実績

（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
肥 料	836,112	151,436	901,612	203,434
農 薬	686,294	118,680	655,228	120,001
飼 料	558,349	23,917	496,709	18,794
農 業 機 械	1,017,014	169,379	947,522	158,334
そ の 他 資 材	1,973,313	222,709	2,006,988	247,860
合 計	5,071,084	686,122	5,008,060	748,425

生活資材取扱実績

（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
食 品	781,161	147,501	820,775	160,410
日 用 品	80,720	7,222	94,706	8,121
燃 料	3,131,324	641,326	3,183,751	601,236
そ の 他 生 活 物 資	91,547	10,778	84,815	10,354
合 計	4,084,755	806,829	4,184,048	780,122

保管事業収支の状況

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	保 管 料	-	-
	荷 役 料	-	-
	そ の 他 の 収 益	20,413	32,542
	計	20,413	32,542
費 用	倉 庫 材 料 費	-	-
	倉 庫 労 務 費	-	-
	そ の 他 の 費 用	6,826	9,072
	計	6,826	9,072
差 引		13,586	23,470

営農指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
営 農 改 善 費	81,702	50,458	農業新聞受入委託料	1,696	1,624
畜 産 改 善 費	3,597	2,733	賦 課 金	48,720	47,638
園 芸 改 善 費	4,535	4,075	指 導 補 助 金	109,687	194,012
農 政 活 動 費	3,096	3,027	実 費 収 入	14,240	17,631
組 織 活 動 費	35,900	35,120	(営農指導収入計)	174,344	260,907
他 指 導 支 出	106,726	195,856	繰 入 金	580,930	536,028
(営農指導支出計)	235,559	291,271			
事 業 管 理 費	519,714	505,664			
合 計	755,274	796,936	合 計	755,274	796,936

生活指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
生 活 改 善 費	18,092	17,038	家の光受入委託料	3,492	3,295
(生活指導支出計)	18,092	17,038	賦 課 金	13,920	13,611
事 業 管 理 費	73,431	72,390	実 費 収 入	3,925	4,181
			(生活指導収入計)	21,338	21,087
			繰 入 金	70,185	68,341
合 計	91,523	89,429	合 計	91,523	89,429

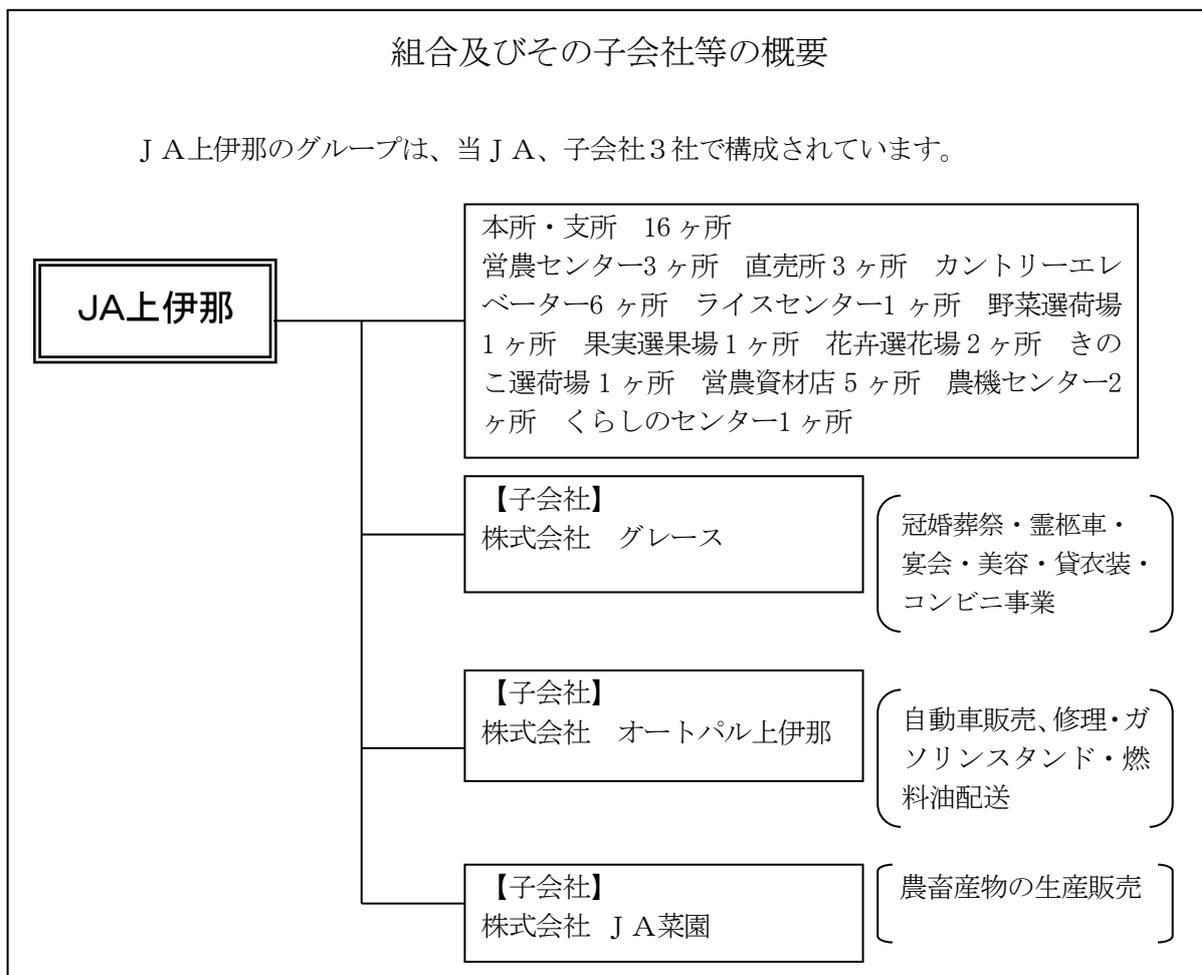
その他事業の収益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
加 工 事 業		
農 産 加 工	3,042	3,360
精 米 機	6,210	5,729
利 用 事 業		
カントリー・ライスセンター	449,081	511,207
種 子	11,569	12,588
水 稲 育 苗	142,566	154,035
種 菌 セ ン タ ー	100,684	99,831
養 蚕	297	256
牧 場	1,207	1,168
畜 産 輸 送	5,427	5,828
営 農 施 設 利 用	31,336	36,214
選 荷 場	884,560	988,079
農 作 業 受 委 託	63,561	69,491
入 笠 観 光	1,962	3,343

連結情報

1. 組合及びその子会社等の概況に関する事項



組合の子会社等の概況

(単位：千円、%)

会社名	株式会社 グレース	株式会社 オートパル上伊那	株式会社 JA菜園
主たる営業所又は事務所の所在地	伊那市	伊那市	伊那市
設立年月日	平成4年2月3日	平成15年6月2日	平成20年5月30日
資本金又は出資金	10,000千円 200株	80,000千円 1,600株	30,150千円 603株
事業の内容	冠婚葬祭・霊柩車・宴会・美容・貸衣装・コンビニ事業	自動車販売、修理・ガソリンスタンド・燃料油配送	農畜産物の生産販売
当組合の議決権比率	99.50%	99.93%	99.25%
当組合を除く他の子会社等の議決権比率	0.50%	0.07%	0.00%

2. 組合及びその子会社等の主要な事業の概況

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社3社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益8億2,494万円、連結当期剰余金3億8,291万円、連結純資産230億9,899万円、連結総資産3,419億3,918万円、連結自己資本比率は17.86%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

<株式会社 グレース>

令和4年度につきましては、過年度に引き続きコロナ禍の影響によりサービス業・飲食業界は危機的な状況を脱せないものの、徐々にではありますが、経済状況の回復が実感できた事業年度となりました。葬祭事業は、近年ますます葬儀の簡素化は進んでいますが、家族葬や直葬など小規模葬の割合は今の所、横ばい傾向にあり多様化するニーズの中、コロナ禍による「密」を避けるため会葬者料理の中止や精進落としての飲食機会は減少傾向でしたが、葬儀施行件数は1,231件と過去最多の施行により事業量、利益高で大きな実績確保となりました。施設利用事業は、苦境を強いられるも会食・ケータリング・テイクアウト商品を中心にアフターコロナを見据える中で、多くの組合員・地域の皆さまに提案・提供してまいり、事業量、利益高共には前年を上回ることが出来ました。ファームレストラン「トマトの木」や「そば処名人亭」においても同様であり、外食産業景気回復の兆しが僅かではありますが実績に反映しました。美容衣裳事業は、度重なるコロナ禍により結婚式等の実施状況が先送りなど慎重な判断が続く中、事業量、利益高とも前年を下回りました。コンビニ事業は、ファミリーマート10店舗による「JAらしさ」を前面に出した魅力ある店づくりに取り組み、年間約240万人のお客様に来店いただき、事業量は前年を上回りました。各事業とも引き続き飲食・外食産業の回復を見据えた取り組みをするとともに、組合員・利用者の要望に応えられるよう、「お客様を大切に 心を込めた最高のサービスの提供」を基本理念に対応してまいります。

<株式会社 オートパル上伊那>

令和4年度の国内新車販売台数は、420万台で前年比6%減でした。前年割れは4年連続で、半導体不足や海外生産部品の調達難などにより自動車メーカーが計画通りの生産が出来ず1997年以来45年ぶりの低水準でした。整備業界は総整備売上高が前年対比3.4%増となりました。事業所総数は年間で257事業所が増加し、7年ぶりに増加となりました。当社も販売事業は前年対比で新車販売台数93.6%、中古車販売台数99.1%、販売台数合計で97.3%、販売売上高で前年対比89.6%となりました。整備事業は前年対比で車検台数が102.5%、整備売上高で前年対比101.5%と前年を上回りました。

燃料事業（ガソリンスタンド・配達燃料油）は、元売（製油メーカー）への政府の燃料油価格激変緩和補助金により価格がある程度落ち着きましたが、販売量が持ち直すには至りませんでした。自動車部門と燃料部門の連携を深め、生涯取引を通じて地域の移動を支え、人と人とのふれあいを大切にすることを創ります。

<株式会社 JA 菜園>

令和4年度は、主品目としてJA上伊那の重点品目である半促成アスパラガス、白ねぎ、ブロッコリー、補完品目としてジュース用トマト、小麦、大豆等の生産に組み込み、アスパラガス苗生産・果樹苗木育成事業等にも組み込み、圃場面積で約18haの作付けを行いました。半促成アスパラガスは、3月前半は気温が高かったものの後半は低温傾向で4月上旬の出荷量は伸び悩みましたが、4月上旬以降再び気温が上昇したため出荷量は増加し、夏芽も好天により順調な出荷となり計画対比123%の出荷量となりました。白ねぎは昨年より増反し4haの作付けを行い、8月上旬より出荷を開始しました。出荷量は8月の降雨の影響も少なく計画対比113%の実績となりました。ブロッコリーは春作型のみでの取り組みで、出荷量は計画対比106%の実績でした。補完品目のジュース用トマトは昨年実績から56a増反し66aの作付けを行い、機械収穫に組み込みました。小麦と大豆はそれぞれ前年度以上の作付けを行い出荷量でも前年度を上回りました。また、アスパラガス苗生産は30,000本、果樹苗木は29,000本余のりんご苗木の育成を行いました。売上高については、小麦以外の品目は計画以上の販売実績で前年対比135%、計画対比110%となり、初めて金額で1億円を越えることができました。伊那市と連携した「スマート農業実証事業」への取り組みが3年目となり、白ねぎの定植作業・収穫調製作業の一層の効率化・省力化を図るとともに、アスパラガス収穫ロボットの開発に携わってまいりました。また、ジュース用トマト機械収穫試験、ドローンによる白ねぎ薬剤散布試験等の新たな技術にも取り組み、引き続き担い手支援対策としてインターン研修生をはじめとする農業研修生の受け入れを行いました。消費者の農業理解のための生協交流事業・収穫体験事業はコロナ禍のため縮小実施となり、農福連携事業は昨年と同じ作業内容で実施いたしました。ここ数年、天候不順は恒常的となり、凍霜害や干ばつ・長雨・台風等、露地野菜栽培にとって厳しい環境が予想され、さらに肥料をはじめとする生産資材価格高騰による生産経費の高止まりが懸念される中、今後もさらなる栽培技術の向上に努め、安定収量の確保とスマート農業を取り入れた効率的な生産体制の構築により、畑作農業の指針となるモデル経営体をめざします。また、担い手育成支援、消費者との交流事業、新技術の実証試験などにも積極的に取り組み、地域農業振興に貢献してまいります。

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	25,130,280	23,896,320	21,918,361	22,396,976	19,427,931
(うち信用事業)	2,958,273	2,980,096	2,827,199	2,758,199	2,799,438
(うち共済事業)	2,141,165	2,053,901	1,955,042	1,886,196	1,770,381
(うち農業関連事業)	9,773,608	9,179,741	8,460,747	8,355,387	7,789,266
(うち生活その他事業)	10,075,870	9,515,892	8,442,492	9,179,522	6,777,884
(うち営農指導事業)	181,363	166,687	232,880	217,670	290,960
連結経常利益	1,167,090	921,333	619,007	705,204	824,948
連結当期剰余金	484,830	351,001	305,093	275,142	382,915
連結総資産額	310,554,104	313,383,293	325,035,984	334,260,046	341,939,188
連結純資産額	22,470,586	22,795,344	22,864,969	23,026,750	23,098,999
連結自己資本比率	18.82%	18.78%	17.19%	17.30%	17.86%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

3. 直近の2連結会計年度における連結財務諸表
(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結注記表)

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4年 2月28日)	令和4年度 (令和5年 2月28日)	科 目	令和3年度 (令和4年 2月28日)	令和4年度 (令和5年 2月28日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	305,783,335	312,288,847	1 信用事業負債	303,815,975	310,306,045
(1) 現金及び預金	224,452,302	230,722,851	(1) 貯金	301,580,524	308,626,627
(2) 有価証券	4,880,364	4,784,489	(2) 借入金	10,334	8,066
(3) 貸出金	75,952,014	76,417,823	(3) その他の信用事業負債	2,225,116	1,671,351
(4) その他の信用事業資産	838,735	767,957	2 共済事業負債	1,307,234	1,312,241
(5) 貸倒引当金	△ 340,081	△ 404,273	(1) 共済資金	674,601	679,039
2 共済事業資産	113,951	114,499	(2) その他の共済事業負債	632,633	633,201
(1) その他の共済事業資産	114,519	115,067	3 経済事業負債	2,652,809	2,909,673
(2) 貸倒引当金	△ 568	△ 568	(1) 文払手形及び経済事業未払 金	1,732,126	1,672,419
3 経済事業資産	3,178,285	3,683,614	(2) その他の経済事業負債	920,683	1,237,254
(1) 受取手形及び経済事業未収 金	1,449,185	1,539,411	4 設備借入金	-	875,000
(2) 棚卸資産	995,039	1,223,476	5 雑負債	760,009	951,155
(3) その他の経済事業資産	750,892	936,417	(1) 未払法人税等	73,019	123,865
(4) 貸倒引当金	△ 16,832	△ 15,690	(2) 資産除去債務	319,837	411,403
4 雑資産	1,871,439	1,818,043	(3) その他の負債	330,540	361,579
5 固定資産	8,208,002	8,783,693	(4) リース債務	36,611	54,307
(1) 有形固定資産	8,159,738	8,738,140	6 諸引当金	2,697,267	2,486,072
建物	17,907,515	18,040,534	(1) 賞与引当金	179,351	175,251
機械装置	6,259,738	6,375,893	(2) 退職給付に係る負債	1,968,861	1,826,352
土地	2,257,170	2,328,791	(3) 役員退職慰労引当金	58,948	57,015
リース資産	45,322	63,787	(4) 総合ポイント引当金	17,040	16,957
建設仮勘定	35,686	24,000	(5) 特例業務負担金引当金	473,065	410,495
その他有形固定資産	5,559,882	5,458,630	負債の部合計	311,233,296	318,840,188
減価償却累計額	△ 23,905,578	△ 23,553,496	(純資産の部)		
(2) 無形固定資産	48,263	45,553	1 組合員資本	22,773,376	23,038,208
6 外部出資	14,338,790	14,475,410	(1) 出資金	8,056,139	8,017,963
7 繰延税金資産	766,115	775,078	(2) 利益剰余金	14,746,024	15,050,084
8 繰延資産	126	-	(3) 処分未済持分	△ 28,676	△ 29,728
			(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 111	△ 111
			2 評価・換算差額等	240,933	48,231
			(1) その他有価証券評価差額金	125,403	△ 121,497
			(2) 退職給付に係る調整累計額	115,530	169,728
			3 非支配株主持分	12,440	12,559
			純資産の部合計	23,026,750	23,098,999
資産の部合計	334,260,046	341,939,188	負債及び純資産の部合計	334,260,046	341,939,188

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度 令和 3年3月 1日から 令和 4年2月28日まで	令和4年度 令和 4年3月 1日から 令和 5年2月28日まで
1 事業総利益	8,429,886	8,504,999
(1) 信用事業収益	2,654,796	2,684,110
資金運用収益	2,386,198	2,456,390
(うち預金利息)	(1,231,077)	(1,273,627)
(うち有価証券利息)	(50,152)	(53,255)
(うち貸出金利息)	(797,232)	(786,728)
(うちその他受入利息)	(307,735)	(342,778)
役務取引等収益	104,807	112,912
その他事業直接収益	40	-
その他経常収益	163,750	114,807
(2) 信用事業費用	451,583	546,627
資金調達費用	144,340	128,112
(うち貯金利息)	(139,712)	(124,920)
(うち給付補填備金繰入)	(4,580)	(3,180)
(うち借入金利息)	(27)	(-)
(うちその他支払利息)	(19)	(11)
役務取引等費用	38,178	36,117
その他経常費用	269,064	382,397
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 41,721)	(64,101)
信用事業総利益	2,203,212	2,137,482
(3) 共済事業収益	1,817,038	1,701,076
共済付加収入	1,699,341	1,591,877
その他の収益	117,696	109,198
(4) 共済事業費用	144,950	128,845
共済推進費及び共済保全費	114,035	102,871
その他の費用	30,914	25,974
共済事業総利益	1,672,088	1,572,230
(5) 購買事業収益	14,880,275	11,765,073
購買品供給高	14,686,491	11,392,761
その他の収益	193,784	372,312
(6) 購買事業費用	11,180,674	7,946,734
購買品供給原価	10,846,992	7,628,540
その他の費用	333,682	318,194
購買事業総利益	3,699,600	3,818,339
(7) 販売事業収益	647,105	592,998
販売品販売高	220,504	196,856
販売手数料	354,409	333,388
その他の収益	72,190	62,753
(8) 販売事業費用	299,318	269,741
販売品販売原価	279,881	250,855
その他の費用	19,437	18,885
販売事業総利益	347,786	323,257

(9) その他事業収益	1,970,657	2,252,720
(10) その他事業費用	1,463,459	1,599,030
その他事業総利益	507,198	653,690
2 事業管理費	7,939,907	8,039,429
(1) 人件費	5,173,331	5,136,744
(2) その他事業管理費	2,766,575	2,902,684
事業利益	489,979	465,570
3 事業外収益	427,103	431,952
(1) 受取雑利息	5,479	5,768
(2) 受取出資配当金	189,021	199,042
(3) その他の事業外収益	232,601	227,141
4 事業外費用	211,877	72,573
(1) 支払雑利息	1,180	1,195
(2) その他の事業外費用	210,697	71,378
経常利益	705,204	824,948
5 特別利益	36,712	43,257
(1) 固定資産処分益	36,683	38,454
(2) その他の特別利益	29	4,802
6 特別損失	359,445	380,090
(1) 固定資産処分損	109,468	169,047
(2) 減損損失	249,631	206,591
(3) その他の特別損失	345	4,450
税金等調整前当期利益	382,471	488,115
法人税、住民税及び事業税	84,260	117,604
法人税等調整額	22,948	△ 12,522
法人税等合計	107,209	105,081
当期利益	275,261	383,034
非支配株主に帰属する当期利益	△ 118	△ 118
当期剰余金	275,142	382,915

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度 令和 3年3月 1日から 令和 4年2月28日まで	令和4年度 令和 4年3月 1日から 令和 5年2月28日まで
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,549,747	14,746,024
2 利益剰余金増加高	275,142	382,915
当期剰余金	275,142	382,915
3 利益剰余金減少高	78,866	78,854
配当金	78,866	78,854
4 利益剰余金期末残高	14,746,024	15,050,084

連結注記表

(令和3年度)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 3社 (株)グレース、(株)オートパル上伊那、(株)JA菜園

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

子会社等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

5. 連結調整勘定の償却期間

該当事項はありません。

6. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法

有価証券(株式形態の外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次により行っています。

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

(令和4年度)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 3社 (株)グレース、(株)オートパル上伊那、(株)JA菜園

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

子会社等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

5. 連結調整勘定の償却期間

該当事項はありません。

6. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法

有価証券(株式形態の外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次により行っています。

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

(令和3年度)

- ・時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次により行っています。

- (1) 購買品（生産資材・燃料等）：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（店舗・部品等）：売価還元法による低価法
- (3) 購買品（農機）：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。

- (2) 無形固定資産
定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

引当金の計上基準は、次により行っています。

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準要項に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額か

(令和4年度)

- ・時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次により行っています。

- (1) 購買品（生産資材・燃料等）：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（店舗・部品等）：売価還元法による低価法
- (3) 購買品（農機）：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。

- (2) 無形固定資産
定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

引当金の計上基準は、次により行っています。

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準要項に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額か

(令和3年度)

ら担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金積立規程に定める期末要支給額を計上しています。

(5) 総合ポイント引当金

総合ポイント制度による、組合員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末における未還元額を計上しています。

(令和4年度)

ら担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金積立規程に定める期末要支給額を計上しています。

(5) 総合ポイント引当金

総合ポイント制度による、組合員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末における未還元額を計上しています。

(令和3年度)

(6) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

(令和4年度)

(6) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)を適用しており、約定した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(令和3年度)

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示をしていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会長野県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号

(令和4年度)

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示をしていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会長野県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購

(令和3年度)

2020年3月31日)を当事業年度より適用し、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

(令和4年度)

買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を当事業年度の期首から適用し、約定した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等によって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、22,562千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が3,229,353千円、事業費用が3,228,313千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が1,039千円減少しております。

(令和3年度)

(令和4年度)

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV. 会計上の見積もりに関する注記

該当事項はありません。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,071,315千円であり、その内訳は次のとおりです。

種	類	圧縮記帳額
建	物	584,251千円
機	械 装 置	958,283千円
土	地	7,679千円
その他	有形固定資産	521,100千円
合	計	2,071,315千円

2. 資産につき設定している担保権の明細

定期預金4,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金16,500千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	474千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	ありません

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は56,073千円、延滞債権額は845,337千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払い

IV. 会計上の見積もりに関する注記

当組合は、会計上の見積もり項目において当事業年度の財務諸表に計上した金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはないと判断しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,061,605千円であり、その内訳は次のとおりです。

種	類	圧縮記帳額
建	物	583,920千円
機	械 装 置	955,627千円
土	地	7,679千円
その他	有形固定資産	514,376千円
合	計	2,061,605千円

2. 資産につき設定している担保権の明細

定期預金6,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金16,500千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	13,568千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	ありません

4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は181,840千円、危険債権額は726,441千円です。

(令和3年度)

の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,556千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は934,966千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(令和4年度)

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は908,282千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済事業は12の支所単位に、物理的に独立して立地している生活店舗・LPGセンターは店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。

支所と併設している資材店については、支所と一体的な事業運営を行っており、キャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含め支所単位でグルーピングしています。

本所及び農業関連施設(カントリーエレベーター・農業倉庫・育苗施設・集出荷場・生産者直売所・農機センター・資材店等)については、支所の範囲を超えて利用の効率化を図り、地域の

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済事業は12の支所単位に、物理的に独立して立地している生活店舗・LPGセンターは店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。

支所と併設している資材店については、支所と一体的な事業運営を行っており、キャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含め支所単位でグルーピングしています。

本所及び農業関連施設(カントリーエレベーター・農業倉庫・育苗施設・集出荷場・生産者直売所・農機センター・資材店等)については、支所の範囲を超えて利用の効率化を図り、地域の

(令和3年度)

組合員の事業利用を促進することにより全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していること、また農業協同組合の主たる事業である農業振興・農業者の所得向上のための施設であり、キャッシュ・フローのみによる回収を考えていない施設であることから、全体の共用資産としています。

賃貸資産は、原則、物件ごとにグルーピングしています。

遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

- (2) 減損損失を認識した資産またはグループの概要
当期に減損損失を計上した固定資産は次のとおりです。

資産・施設	用途	種類
赤穂カントリーエレベーター	農業関連施設	建物、機械装置、その他の有形固定資産
宮田カントリーエレベーター	農業関連施設	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
A・コープ美すず店	賃貸資産	土地
A・コープ七久保店	賃貸資産	建物
伊北介護ステーション	賃貸資産	土地
竜東出張所	賃貸資産	土地
旧羽北選果場	賃貸資産	土地
旧片桐南部りんご選果場	賃貸資産	建物
片桐稚蚕協同飼育所	賃貸資産	建物
旧中川資材店	賃貸資産	土地、建物
旧宮田資材店	賃貸資産	土地、建物
長藤店倉庫	賃貸資産	建物
旧辰野資材店	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
駒ヶ根養豚団地敷地	遊休資産	土地
中川カントリーエレベーター	遊休資産	建物、その他の有形固定資産
東部ライスセンター	遊休資産	建物
藤沢支所跡地	遊休資産	土地

- (3) 減損損失の認識に至った経緯

農業関連施設については、将来的な廃止を決定しました。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産については、営業収支が2期連続赤字でした。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(令和4年度)

組合員の事業利用を促進することにより全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していること、また農業協同組合の主たる事業である農業振興・農業者の所得向上のための施設であり、キャッシュ・フローのみによる回収を考えていない施設であることから、全体の共用資産としています。

賃貸資産は、原則、物件ごとにグルーピングしています。

遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

- (2) 減損損失を認識した資産またはグループの概要
当期に減損損失を計上した固定資産は次のとおりです。

資産・施設	用途	種類
赤穂カントリーエレベーター	農業関連施設	建物
A・コープ美すず店	賃貸資産	土地
片桐給油所	賃貸資産	その他の有形固定資産
南向給油所	賃貸資産	その他の有形固定資産
伊北介護ステーション	賃貸資産	土地
旧竜東出張所	賃貸資産	土地
東伊那りんご集荷施設	賃貸資産	建物
旧北部LPガスセンター	遊休資産	建物、土地
旧小野支所	遊休資産	建物、その他の有形固定資産
駒ヶ根養豚団地敷地	遊休資産	土地
藤沢支所跡地	遊休資産	土地

- (3) 減損損失の認識に至った経緯

農業関連施設については、将来的な操業停止および解体を決定しました。これにより今期稼働率が著しく低下し使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸資産については、営業収支が2期連続赤字でした。使用価値や正味売却価額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、回収可能価額で評価し、

(令和3年度)

(令和4年度)

帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(4) 減損損失の金額及びその内訳

資産・施設	金額	内 訳
赤穂カントリーエレベーター	76,642千円	建物 8,297千円、機械装置 26,046千円、その他の有形固定資産 42,298千円
宮田カントリーエレベーター	15,604千円	土地 5,908千円、建物 278千円、機械装置 6,465千円、その他の有形固定資産 2,952千円
A・コープ美すず店	306千円	土地 306千円
A・コープ七久保店	6,384千円	建物 6,384千円
伊北介護ステーション	489千円	土地 489千円
竜東出張所	374千円	土地 374千円
旧羽北選果場	5,993千円	土地 5,993千円
旧片桐南部りんご選果場	1,335千円	建物 1,335千円
片桐稚蚕協同飼育所	908千円	建物 908千円
旧中川資材店	1,641千円	土地 717千円、建物 924千円
旧宮田資材店	795千円	土地 233千円、建物 561千円
長藤店倉庫	32千円	建物 32千円
旧辰野資材店	6,120千円	土地 5,599千円、建物 322千円、その他の有形固定資産 197千円
駒ヶ根養豚団地敷地	815千円	土地 815千円
中川カントリーエレベーター	128,063千円	建物 113,125千円、その他の有形固定資産 14,938千円
東部ライスセンター	1,989千円	建物 1,989千円
藤沢支所跡地	2,134千円	土地 2,134千円

(4) 減損損失の金額及びその内訳

資産・施設	金額	内 訳
赤穂カントリーエレベーター	139,199千円	建物 139,199千円
A・コープ美すず店	306千円	土地 306千円
片桐給油所	7,020千円	その他の有形固定資産 7,020千円
南向給油所	440千円	その他の有形固定資産 440千円
伊北介護ステーション	168千円	土地 168千円
旧竜東出張所	353千円	土地 353千円
東伊那りんご集荷施設	76千円	建物 76千円
旧北部LPガスセンター	297千円	建物 17千円、土地 279千円
旧小野支所	58,580千円	建物 58,382千円、その他の有形固定資産 197千円
駒ヶ根養豚団地敷地	68千円	土地 68千円
藤沢支所跡地	81千円	土地 81千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、正味売却価額の時価は主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、正味売却価額の時価は主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市

(令和3年度)

場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準要項」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

(令和4年度)

場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準要項」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

(令和3年度)

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が117,433千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和4年度)

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が164,635千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和3年度)

(令和4年度)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価
及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認め
られるものについては、次表には含めず (3) に
記載します。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	222,896,729	222,896,729	-
有価証券			
その他有価証券	4,880,364	4,880,364	-
貸出金 (*)	75,952,014		
貸倒引当金	△ 340,081		
貸倒引当金控除後	75,611,933	78,144,933	2,532,999
資産計	303,389,026	305,922,026	2,532,999
貯 金	301,580,524	301,761,473	180,948
負債計	301,580,524	301,761,473	180,948

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引
当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額
と近似していることから、当該帳簿価額によっ
ています。満期のある預金については、期間に
基づく区分ごとに、リスクフリーレートである
O I S レートで割り引いた現在価値を時価に代
わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格に
よっています。

③ 貸出金

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価
及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表
には含めず (3) に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	229,158,080	229,112,249	△ 45,831
有価証券			
その他有価証券	4,784,489	4,784,489	-
貸出金	76,417,823		
貸倒引当金 (*)	△ 404,273		
貸倒引当金控除後	76,013,549	77,016,928	1,003,378
資産計	309,956,120	310,913,667	957,547
貯 金	308,626,627	308,441,451	△ 185,175
負債計	308,626,627	308,441,451	△ 185,175

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引
当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技 法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額
と近似していることから、当該帳簿価額によっ
ています。満期のある預金については、期間に
基づく区分ごとに、リスクフリーレートである
O I S レートで割り引いた現在価値を時価に代
わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格に
よっています。投資信託は、公表されている基
準価格、または、取引金融機関等から提示され
た価格によっており、「時価の算定に関する会
計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第
31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過
措置を適用しています。

③ 貸出金

(令和3年度)

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

(令和4年度)

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

Table with 2 columns: Item, 貸借対照表計上額. Row: 外部出資 (*), 14,338,790

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

Table with 8 columns: Item, 1年以内, 1年超2年以内, 2年超3年以内, 3年超4年以内, 4年超5年以内, 5年超. Rows: 預金, 有価証券その他有価証券のうち満期があるもの, 貸出金 (*1, 2), 合計

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越1,388,708千円については「1年以内」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等138,883千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

Table with 2 columns: Item, 貸借対照表計上額. Row: 外部出資 (*), 14,475,410

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5号に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

Table with 8 columns: Item, 1年以内, 1年超2年以内, 2年超3年以内, 3年超4年以内, 4年超5年以内, 5年超. Rows: 預金, 有価証券その他有価証券のうち満期があるもの, 貸出金 (*1, 2), 合計

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越1,321,894千円については「1年以内」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等132,405千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(令和3年度)

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	238,941,783	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131
合計	238,941,783	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VIII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	国債	99,367	109,360	9,992
	地方債	99,912	110,030	10,117
	政府保証債	99,590	109,670	10,079
	社債	3,100,404	3,224,670	124,265
	受益証券	400,000	441,100	41,100
	小計	3,799,274	3,994,830	195,555
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	4,047	4,044	△3
	社債	701,773	686,880	△14,893
	受益証券	200,000	194,610	△5,390
	小計	905,820	885,534	△20,286
合計		4,705,094	4,880,364	175,269

なお上記(*)評価差額から繰延税金負債47,725千円を差し引いた額127,543千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業

(令和4年度)

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	250,038,541	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131
合計	250,038,541	26,972,952	24,173,828	5,781,075	5,435,752	275,131

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VIII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	国債	99,424	104,870	5,445
	地方債	99,920	105,460	5,539
	政府保証債	99,621	103,300	3,678
	社債	1,600,029	1,654,290	54,260
	受益証券	300,000	306,290	6,290
	小計	2,198,997	2,274,210	75,212
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	3,030	3,029	△0
	社債	2,401,819	2,232,920	△168,899
	受益証券	300,000	274,330	△25,670
	小計	2,704,849	2,510,279	△194,570
合計		4,903,846	4,784,489	△119,357

2. 当年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業

(令和3年度)

団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	4,212,082
勤務費用	199,486
利息費用	13,773
数理計算上の差異の発生額	△ 24,925
退職給付の支払額	△ 353,235
期末における退職給付債務	4,047,181

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	249,139
期待運用収益	11,325
数理計算上の差異の発生額	2,241
特定退職金共済制度への拠出金	123,225
退職給付の支払額	△ 204,346
期末における年金資産	2,081,585

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	4,047,181
特定退職金共済制度	△ 2,081,585
未積立退職給付債務	1,965,595
未認識数理計算上の差異	158,761
貸借対照表計上額純額	2,124,356
退職給付引当金	2,124,356

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	199,486
利息費用	13,773
期待運用収益	△ 11,325
数理計算上の差異の費用処理額	△ 38,860
合計	163,073

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

預金及び預金	42.3%
共済預け金	57.7%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

(令和4年度)

団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	4,047,181
勤務費用	194,242
利息費用	13,234
数理計算上の差異の発生額	△ 125,075
退職給付の支払額	△ 296,546
期末における退職給付債務	3,833,035

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	2,081,585
期待運用収益	14,092
数理計算上の差異の発生額	△ 82
特定退職金共済制度への拠出金	104,074
退職給付の支払額	△ 189,078
期末における年金資産	2,010,592

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	3,833,035
特定退職金共済制度	△ 2,010,592
未積立退職給付債務	1,822,443
未認識数理計算上の差異	233,240
貸借対照表計上額純額	2,055,683
退職給付引当金	2,055,683

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	194,242
利息費用	13,234
期待運用収益	△ 14,092
数理計算上の差異の費用処理額	△ 50,514
合計	142,869

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

預金及び預金	43.4%
共済預け金	56.6%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

(令和3年度)

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.327%
長期期待運用収益率	0.527%

2. 特例業務負担金に関する事項

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金46,243千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより抛出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、484,768千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳は次のとおりです。

<繰延税金資産> (単位：千円)

貸倒引当金超過額	29,538
退職給付に係る負債	579,281
賞与引当金	48,105
役員退職慰労引当金	15,757
特例業務負担金引当金	128,815
未収貸出金利息	4,293
減損損失	342,759
資産除去債務	87,091
借地権	16,637
総合ポイント引当金	4,640
期末賞与	43,405
その他	19,825
繰延税金資産小計	1,320,151
評価性引当額	△467,356
繰延税金資産合計(A)	852,794

<繰延税金負債>

未収預金利息	26,198
資産除去費用	12,754
その他有価証券評価差額金	47,725
繰延税金負債合計(B)	86,679

繰延税金資産の純額(A) - (B)	766,115
--------------------	---------

(令和4年度)

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.327%
長期期待運用収益率	0.677%

2. 特例業務負担金に関する事項

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金44,997千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより抛出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、407,763千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳は次のとおりです。

<繰延税金資産> (単位：千円)

貸倒引当金超過額	47,120
退職給付引当金	560,609
賞与引当金	48,066
役員退職慰労引当金	15,877
特例業務負担金引当金	111,777
未収貸出金利息	4,318
減損損失	321,529
資産除去債務	112,025
借地権	16,446
総合ポイント引当金	4,617
期末賞与	47,082
その他	30,711
繰延税金資産小計	1,320,182
評価性引当額	△511,926
繰延税金資産合計(A)	808,256

<繰延税金負債>

未収預金利息	26,580
資産除去費	6,597
繰延税金負債合計(B)	33,178

繰延税金資産の純額(A) - (B)	775,078
--------------------	---------

(令和3年度)

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.21%
住民税均等割等	4.01%
法人税額特別控除	△ 1.98%
評価性引当額の増減	4.99%
その他	2.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.03%

(令和4年度)

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.21%
住民税均等割等	4.01%
法人税額特別控除	△ 1.98%
評価性引当額の増減	4.99%
その他	△ 4.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.53%

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しております。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～31年、割引率は0.0%～2.1%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	207,792千円
時の経過等による調整額	150,176千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 38,131千円
期末残高	319,837千円

当組合は、契約している一部施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除却は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

XI. 収益認識に関する注記

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しております。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～31年、割引率は0.0%～2.1%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	319,837千円
時の経過等による調整額	209,469千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 117,904千円
期末残高	411,403千円

当組合は、契約している一部施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除却は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	214	181	△ 33
危険債権額	686	726	40
要管理債権額	33	-	△ 33
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	33	-	△ 33
小計	934	908	△ 26
正常債権額	75,147	75,767	620
合計	76,082	76,675	593

(注)

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

連結事業年度の事業別収益等

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
経常収益		
信用事業	2,758	2,799
共済事業	1,886	1,770
農業関連事業	8,355	7,789
生活その他事業	9,179	6,777
営農指導事業	217	290
合計	22,396	19,427
経常利益		
信用事業	602	623
共済事業	518	504
農業関連事業	△ 306	△ 117
生活その他事業	438	328
営農指導事業	△ 547	△ 514
合計	705	824
総資産		
当組合本体	333,310	341,152
(株)グレース	1,539	1,611
(株)オートパル上伊那	1,014	1,175
(株)JA菜園	38	42

4. 連結自己資本の充実の状況

連結の範囲に関する事項

- ◇ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。
- ◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ・連結子会社数 3 社
 - ・連結子会社

名称	主要な業務内容
株式会社 グレース	冠婚葬祭・霊柩車・宴会・美容・貸衣装・コンビニ事業
株式会社 オートパル上伊那	自動車販売、修理・ガソリンスタンド・燃料油配送
株式会社 J A菜園	農畜産物の生産販売

- ◇ 比例連結が適用される関連法人
該当ありません
- ◇ 控除項目の対象となる会社
該当ありません
- ◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません
- ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等
該当ありません
- ◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません

連結自己資本比率の状況

令和5年2月末における連結自己資本比率は、17.86%となりました。

当組合の連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	上伊那農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に 参入した額	8,017百万円(前年度8,056百万円)

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本比率の状況

第27年度（令和5年2月28日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	22,691,911	22,957,204
うち、出資金及び資本準備金の額	8,056,028	8,017,852
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	14,746,024	15,050,084
うち、外部流失予定額（△）	81,465	81,004
うち、上記以外に該当するものの額	△ 28,676	△ 29,728
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算出される引当金の合計額	9,891	6,615
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,891	6,615
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	22,701,802	22,963,819
コア資本に係る調整項目	-	-
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	27,450	26,111
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27,450	26,111
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	27,450	26,111
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	22,674,352	22,937,708
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	114,136,474	111,776,159
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,865,328	16,610,865
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	131,001,803	128,387,025
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.30%	17.86%

（注）

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

5. 連結自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,555,573	-	-	1,564,770	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	103,906	-	-	102,942	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,415,400	-	-	7,330,831	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	402,025	40,202	1,608	402,025	40,202	1,608
我が国の政府関係機関向け	400,979	30,126	1,205	401,024	30,127	1,205
地方三公社向け	303,731	20,126	805	303,755	20,126	805
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	223,999,697	44,799,939	1,791,997	230,274,023	46,054,804	1,842,192
法人等向け	3,592,158	2,081,165	83,246	3,620,715	1,961,659	78,466
中小企業等向け及び個人向け	19,411,033	9,671,605	386,864	19,869,254	6,094,342	243,773
抵当権付住宅ローン	18,082,951	6,225,337	249,013	17,277,817	5,051,811	202,072
不動産取得等事業向け	837,891	821,495	32,859	708,169	694,177	27,767
三月以上延滞等	69,337	70,025	2,801	117,535	145,100	5,804
取立未済手形	23,153	4,630	185	26,090	5,218	208
信用保証協会等保証付	27,032,730	2,659,024	106,360	29,382,891	2,897,668	115,906
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	14,497,940	14,497,940	579,917	14,634,560	14,634,560	585,382
(うち出資等のエクスポージャー)	14,497,940	14,497,940	579,917	14,634,560	14,634,560	585,382
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	14,424,349	33,214,253	1,328,570	15,065,589	34,145,760	1,365,830
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	11,867,255	29,668,137	1,186,725	12,003,875	30,009,687	1,200,387
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	659,384	1,648,460	65,938	716,238	1,790,597	71,623
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,897,709	1,897,655	75,906	2,345,475	2,345,475	93,819
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	600,000	600	24	600,000	600	24
(うちルックスルー方式)	600,000	600	24	600,000	600	24
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	333,752,853	114,136,472	4,565,458	341,681,990	111,776,159	4,471,046
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	333,752,853	114,136,472	4,565,458	341,681,990	111,776,159	4,471,046
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)			所要自己資本額			所要自己資本額
		a	b = a × 4%		a	b = a × 4%
		16,865,328	674,613		16,610,865	664,434
		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
		a	b = a × 4%		a	b = a × 4%
		131,001,803	5,240,072		128,387,025	5,135,481

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

6. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 11)をご参照ください。

(注) 「リスク管理の状況」の項目に記載。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I) 株式会社日本格付研究所(JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) S&Pグローバル・レーディング(S&P) フィッチレーディングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び

三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	1,322,258	1,282,476	-	-	19,095	1,194,119	1,154,585	-	-	18,848
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	239,139	28,932	200,594	-	2	232,157	21,952	200,594	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	550,622	249,688	300,934	-	49,943	534,402	233,468	300,934	-	47,540
	電気・ガス・熱供給・水道業	701,300	-	701,300	-	-	901,963	-	901,963	-	-
	運輸・通信業	1,607,393	201,593	1,405,799	-	-	1,558,946	153,450	1,405,495	-	-
	金融・保険業	236,693,378	1,002,779	804,687	-	-	243,107,467	1,002,779	805,803	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,695,012	658,675	501,720	-	7	3,719,338	683,011	501,710	-	7
	日本国政府・地方公共団体	8,520,638	8,315,743	203,895	-	-	7,434,774	7,230,834	202,939	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	64,297,370	64,270,019	-	-	140,022	66,015,352	65,994,055	-	-	174,837
その他	15,525,743	-	-	-	-	16,383,472	-	-	-	-	
業種別残高計		333,152,853	76,009,905	4,118,929	-	209,071	341,081,990	76,474,134	4,319,438	-	241,233
残存期間別	1年以下	224,340,750	1,641,061	2,419	-	-	230,145,555	1,371,462	2,518	-	-
	1年超3年以下	1,779,187	1,575,030	204,156	-	-	2,023,387	1,618,849	404,537	-	-
	3年超5年以下	3,413,432	3,011,410	402,021	-	-	4,100,310	3,597,895	502,414	-	-
	5年超7年以下	6,124,130	5,220,940	903,190	-	-	4,313,285	3,711,120	602,164	-	-
	7年超10年以下	4,775,319	4,174,102	601,216	-	-	5,082,891	4,080,855	1,002,036	-	-
	10年超	61,718,253	59,712,325	2,005,927	-	-	63,299,054	61,493,284	1,805,769	-	-
	期限の定めのないもの	31,001,782	675,037	-	-	-	32,117,508	600,669	-	-	-
残存期間別残高計		333,152,853	76,009,905	4,118,929	-	-	341,081,990	76,474,134	4,319,438	-	-

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	37,488	9,891	-	37,488	9,891	9,891	6,615	-	9,891	6,615
個別貸倒引当金	374,257	347,695	8,861	365,396	347,695	347,695	413,947	2	347,693	413,947

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和3年度						令和4年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	30,464	19,961	-	30,464	19,961	-	19,961	91,096	-	19,961	91,096	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	2	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	44,350	38,701	-	44,350	38,701	-	38,701	37,286	-	38,701	37,286	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	125,508	139,386	-	125,508	139,386	-	139,386	151,367	-	139,386	151,367	-
	上記以外	1,148	1,173	66	1,082	1,173	-	1,173	4,611	-	1,173	4,611	-
	個人	172,784	148,470	8,794	163,990	148,470	-	148,470	129,586	-	148,470	129,586	-
業種別計	374,257	347,695	8,861	365,396	347,695	-	347,695	413,947	2	347,693	413,947	-	

(注) 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	11,239,817	11,239,817	-	9,506,821	9,506,821
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	27,522,885	27,522,885	-	29,878,936	29,878,936
	リスク・ウェイト20%	402,792	224,738,316	225,141,109	402,695	249,978,070	250,380,765
	リスク・ウェイト35%	-	17,729,671	17,729,671	-	10,913,610	10,913,610
	リスク・ウェイト50%	2,206,353	16,645,507	18,851,860	2,506,983	4,278,970	6,785,954
	リスク・ウェイト75%	-	1,805,750	1,805,750	-	1,846,320	1,846,320
	リスク・ウェイト100%	200,447	18,099,658	18,300,105	100,219	18,861,291	18,961,510
	リスク・ウェイト150%	-	35,013	35,013	-	87,957	87,957
	リスク・ウェイト250%	-	12,526,639	12,526,639	-	12,720,113	12,720,113
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
	計	2,809,593	330,343,260	333,152,853	3,009,898	338,072,092	341,081,990

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

7. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.65）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	99,714	-	-	99,745	-
地方三公社向け	-	203,101	-	-	203,124	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	70,620	-	-	63,558	-
中小企業等向け及び個人向け	98,880	17,111,423	-	35,780	17,643,099	-
抵当権住宅ローン	-	206,630	-	-	6,251,853	-
不動産取得等事業向け	-	11,448	-	-	10,615	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	98,880	17,702,938	-	35,780	24,271,997	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

8. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 11）をご参照ください。

11. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 67）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	14,338,790	14,338,790	14,475,410	14,475,410
合計	14,338,790	14,338,790	14,475,410	14,475,410

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	600,000	600,000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

13. 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 68）をご参照ください。

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,217	757	1	-
2	下方パラレルシフト	-	-	0	35
3	スティープ化	1,689	1,340		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	372		
7	最大値	1,689	1,340	1	35
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	22,674		22,937	

（注）

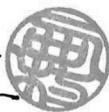
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を認識しております。

令和5年5月26日

上伊那農業協同組合
代表理事組合長

町 村 篤 

代表理事専務理事（財務担当）

下 島 芳 幸 

